

獄令第貳拾九

凡陸拾參條

獄とは罪人を吟味するをいふ、又罪人を籠め置く所をも云へり、此令は専ら犯罪人を科断するに附ての方法拷訊、及び死罪以下の執行贖銅の徴收、告訴人の取扱ひ、獄舎の禁囚人を處置する類を定むるにより、かく稱せり、断罪行刑の錯誤等に因りて、刑官を罪する法は、別に断獄律あり、○唐六典なる唐令の目錄に、二十四曰、獄官とみゆ、

(考證) 易曰、澤上有風、中孚、君子以議獄緩死、○書立政曰、文王罔攸兼于庶言、庶慎、この類は、断獄の意なり、又説文に、獄、確也、从巽、从言、二犬所以守也、○段玉裁注に、所以守者、謂陸牢拘罪之處也、○廣韻に、獄、阜陶所造、○玉篇に、二王始有獄、殷曰、羑里、周曰、囹圄、又謂牢、又謂之圜土、とある類は、獄舎を云ふ、かく二義あるにより、類聚名義抄には、獄の字を之ウタヘ、ヒトヤと兩訓せり、

謂獄者、確也、欲確實囚情、凡此一篇、制斷獄法、故云獄令、

獄者、確也云々、これは獄の字義を釋せるものにして、囚人を吟味して、良く情偽を究め、裁断を確實にする義なりといへり、

○令義解詳義

○凡此一篇云々、斷獄法とは、罪人を科斷する方法をいふ、此篇に載る所斷獄にあらざる如きもあれど、謂ひもて行けば、皆此法に歸するなり、

(考證) 易豐卦象曰、雷電皆至、君子以折獄致刑、注に文明以動、不失情理也、○釋名に獄、確也、確實人之情偽也、○說文に礪磬石也、从石角聲、今俗作確、非是とみゆ、

凡犯罪、皆於事發處、官司推斷、謂事發者、已被告言、其應三審者、初告亦是發、訖也、官司者、受告處、官司、即在京諸司、及國郡、皆是、

何れの犯罪人にもあれ、皆犯罪の事の發見せし地方の官人、犯者を推斷し、其情狀を訊ふを定めとす、(義)謂事發者、已被告言云々、告言とは今の世に告訴といへり、其告訴者あるによりて、始て犯罪の事起れりとす、三審とは告訴人有し時、受理すべき官人、三度審に吟味するをいふ、其制第三十二條にあり、初告亦是發訖也とは、かく三審すべき告訴たりとも、初度の吟味よりして、既に犯罪の發見せしものとするなり、○官司者、受告處官司云々、古へは殊に司法部の權を限らざれば、京官にも地方官にも、各裁判權ありて、告訴を受理し、輕罪はたゞちに裁判せし事は、此令次々の條にて明らかなり、

凡告人罪者、皆須於犯處、若不由此、例者、不可受推、其路遠、及

事礙者、即於隨近官司告之也、假有人紀伊國盜鹽、攝津國事發、即取紀伊國中估之、鹽准紀伊國上布之估、於攝津國斷決之類、是爲於事發處、官司推斷也、

凡べて人の罪を告訴するには、犯罪の地方に出訴するを正法とす、然れども犯罪したる地遠方なるか、又は故障ありて、其地方へ出訴なし難き時は、告者の地に近き官司へ出訴するを許すなり、○假有人紀伊國盜鹽云々、紀伊國にて鹽を盗みたる犯罪者の、攝津國にて事發覺したらん時は、攝津の官司に於て裁斷す、但し盗みたる鹽の價直を、當所の中估何程と定め、更に上布の價直に引直し、是にて賊物の高を定め、律文に引當て、發覺地なる攝津國の官司斷決するなり、古へは唐法に因りて、賊物は何品にもあれ、皆布の直に引直し、何反何尺と云ふを以て、罪を定むるにより、此文あり、中估とは、俗にいふ中ヅミ相場なり、委しくは職員令大藏省の條、又關市令第十三條にいへり、此義解は、すべて犯罪發覺の地によりて、裁判すべき旨の本文を詳解せるなり、○こゝにて一段なり、

(考證) 關市令云、凡官與私交關、以物爲價者、准中估價、即懸評賊物者、亦如之、○唐六典

六云、凡計賊者以絹平之。○唐名例律云、諸平賊者、皆據犯處當時物賈及上絹估。○疏議曰、賊謂罪人所取之賊、皆平其價直、準犯處當時上絹之價、依令、每月旬別、三等估其賊平。所犯句估、定罪、取所犯句上絹之價、假有人蒲州盜鹽、蒲州事發、鹽已費用、依令、懸平即取。蒲州中估之鹽、準蒲州上絹之價、於蒲州斷決之類、縱有賣買、與估不同、亦依估價為定。

在京諸司人及諸國人在京諸司事發者犯徒以上送刑部省

謂先申弁官官下刑部凡在京諸司除京職外皆不得斷徒已上罪故略准告狀罪當徒以上者直送刑部不得斷勾假有甲乙二人共犯一年徒乙是隨從應減一等決杖一百是猶甲乙共送既不推斷首從未分故也杖罪以下當司決

謂若合收贖者申官送贖司也

京中なる諸司の官人及び地方の官民の在京したる者、京中なる何れの官司にまれ、其所にて公私の罪を犯し事發覺せば、其司の長官或は次官徒以上の重罪と認たらば、其由を弁官に上申し、太政官より刑部省に下附して推斷せしむ、これ在京の官司にては、地方官たる京職を除くの外は、徒罪以上を裁判せざる法なればなり、さて笞杖の輕罪と認たらば、其官司に於て直ちに決行す(義)。假有甲乙二人云々、こゝに甲乙二人の徒罪犯と認むるものあり、甲は首なれば徒一年に決し、乙は從なれば一等を減して、杖一

百に決すべし、然れども首從の分いまだ確ならず、漫に杖罪を行ひ難し、因て甲乙の兩者を共に刑部省へ送るべしとなり、これ徒罪以上は、京官の行ひ難き實例を確に述べたり(義)。謂若合收贖者云々、官司にての犯罪者は、大かた官人なるべければ、名例律に、八位及び勳十二等以上の者、流罪以下を犯したる時は、贖銅を收めて實決せざる例なれば、其收贖の銅は、夫々の官司より、太政官に上申して、贖司に送れとなり、○これにて一段落なり、

其衛府糾捉罪人非貫屬京者送刑部省

謂文云非貫屬京者即知貫屬者皆送京職但犯夜之罪衛府

常日決放也

五衛府の官人の京中を行夜巡行して、不如法の者有れば、糾し捉ふる事、宮衛令にあり、其捉へたる者、東西兩京に貫屬したらば、京職に送り、然らざる者は、皆刑部省に送りて、推斷せしむ、故にかゝる時に當りては、刑部省にても、笞杖の如き輕罪を裁判するなり、(義)但犯夜之罪云々、京職に貫屬せる者と雖も、犯夜の罪(考證)みるべし、ならば、衛府常日に笞杖を加へて、放ち遣るなり、

(考證) 宮衛令云、凡京路分街立鋪衛府待時行夜、夜鼓聲絕禁行、曉鼓聲動聽行、若公使

及有婚嫁喪病須相告赴求訪醫藥者、勘問明知有實、放過、非此色人犯夜者、衛府當日決放、應贖、及餘犯者送所司、

(大意) 此條は、凡て犯罪人は、犯罪の地に於て裁判し、第一段在京の官舎にて、犯人有し時、輕罪は其司にて決し、重罪は刑部省に送り、第二段巡行の衛府の召捕人は、犯夜贖の外は、皆刑部省に送る、(第三段)制をさたむ、

凡犯罪、答罪、郡決之、謂決贖並同其贖物、杖罪以上郡斷定送國、謂斷文、

俱送其兵士、答罪、兩毅決之、若杖罪者、送所在郡也、

答罪と裁判せし者は、郡司決行す、これ郡司行刑の權限なれば、杖罪以上と斷定したる者は、裁斷の意見文と、犯罪者とを併せて、國司へ送る(義)、決贖並同云々、郡司の答罪を行ふには、平人にて實決を行ふも、身分ありて贖銅を收むるも並に同じとなり、さて收めたる贖銅は、數のみを國司に申し、銅は郡に留めて、獄舎等を條理する費に充つ(義)、其兵士答杖罪云々、軍團の兵士犯罪ある時、答罪は大毅少毅決行し、若し杖罪ならば、所在の郡司に送り、又國司へ送る事、前の如くならむ、○これは文外の例を舉げたるなり、
覆審訖、徒杖罪及流應決杖、謂依律、犯徒應役、而家無兼丁者、加杖、又累犯、徒流、加杖、又雜戶、陵戶、犯流、決杖之類是也、即

決配、謂決杖、及舊刻本及端本共即決配の三字及義解下文の若應贖者配徒也、の下にあり、今政事要略に此條を引用したる文に従ふ

國司の覆審の再吟味訖りて、徒罪杖罪と定りたる者、及び流人の中、事故、此事は義解にいふありて杖を加ふべき者は、決杖して配徒す、國司の裁判行刑の專權は、こゝに止るを知るべし、(義) 依律犯徒應役云々、名例律に據れば、流罪徒罪に杖を加ふべき者三類あり、其一は徒罪を犯したる者の家内に、本人の外兼丁として、正丁中男等無くば本人に杖を加へて、徒役を免す、其二は累ねて徒罪流罪を犯したる者は、杖を加へて配處に遣はさす、これは元來官の用も爲す者なるが故なり、

(考證) 名例律云、凡徒應役而家無兼丁者、徒一年、加杖一百廿、不居作一等加廿、流至配所應役者、亦如之、○又云、凡犯罪已發、及已配而更爲罪者、各重其事、即重犯流罪者、依留住法、決杖於配所、役三年、疏云、犯罪未斷、或已斷配訖、未至前所而更犯流者、依雜戶留住法、決杖、近流一百、中流一百三十、遠流一百六十、仍各於配所役三年、通前犯流應役一年、惣四年、○又云、凡雜戶、陵戶、犯流者、近流、決杖一百、一等加卅、留俱役三年、犯加役流者、役四年、疏云、此等不同常人、外配、合近流者、決杖一百、中流、決杖一百卅、遠流、決杖一百六十、俱留役三年、犯加役流者、役四年、

若應贖者、謂有蔭及老少之類也、徵贖。

有蔭とは有位の人は勿論、假令無位の者たりとも、親戚の蔭により、流罪以下は贖銅を出して済ます者をいふ、委しくは考證をみるべし、老少とは年七十以上十六以下をいふ、これも贖銅にて免さるなり。

(考證) 名例律云、凡應議者、六議の者をいふ、六議とは、議親、議故、議賢、議能、議貴なり、祖父母、父母、伯叔父姑、兄弟姊妹、妻子、姪孫、若五位及勳四等以上、犯死罪者、上請、(註云、請謂條其所犯、及應請之狀、正其刑名、奏請、流罪以下、減一等、其犯八虐殺人、監守內奸、他妻妾、盜略人、受財枉法者、不用此律、)○又云、凡七位勳六等以上、及官位勳位得請者之祖父母、父母、妻子、孫、(註云、此孫不及曾玄)、犯流罪以下、各從減一等之例、○又云、凡應議請減、及八位勳十二等以上、若官位勳位得減者之父母、妻子、犯流罪以下、聽贖、○又云、凡年七十以上、十六以下、及癡疾、犯流罪以下、取贖。

其刑部斷徒以上亦准此。謂依律死罪、應決杖及贖者、即准流徒之法、刑部亦得決贖、故云亦准此、其死真決及流真配者、自依下文、不可准也、此

地方のみならず、刑部省に於て、徒罪以上を裁斷する時も、又此條に准し、事故ある者を

決杖して免し、蔭ある者を徵贖する旨を、本注にて擧げたり、(義) 謂依律死罪、應決杖及贖者云々、刑部省に於て、死罪に當る者を、別勅か又は恩降に依て決杖、又は収決にて免さんとする時は、本文にいふ流徒の罪人を決杖實決せず、決杖徵贖を以て免す法に準する事を、律意を引て證したり、但し此律は何律なりや、いまた考へず、○以上は刑部省及び國郡司に於て專決せる部分を述ぶ、こゝにて一段落なり。

刑部省及諸國、斷流以上、若除免官當者、皆連寫案、申太政官、謂凡鞠獄、官司皆連鞠狀及伏辨、以成一案、更連寫之、與斷文共送官、是爲連寫案、申太政官也。 按覆理盡申奏、即按覆事有不盡、在外者、遣使就覆、謂依國所斷情理、不盡別遣專使、就所在按覆、與下條覆囚使、其義不同。 在京者、更就省覆、

刑部省及び國司は、流罪以上の重罪、又官吏を刑するに用ひて、最も重き除名免官官當(これらの刑の事は、卷末の別記をみるべし)の罪を裁判する時、何れの罪名たりとも、皆刑官の案文と、罪人の伏辨とを連寫して、太政官に上申す、これを太政官にて、再應按覆し、理に協ひ問ふべき事も無しと、盡し訖りなば申奏して、天裁を請ふ、若し按覆するに、裁判の事理盡さる事有らば、國司へは使を遣はして取調べ、又在京の司ならば、更に

刑部省に下して調査せしむ(義) 謂凡鞠獄官司云々鞠獄官司とは刑部省と諸國司とをいふ伏辨とは犯者の罪に服して申述せるまゝを記したる書をいふ斷文は裁判の意見書なり(義) 謂依國所斷情不盡云々此條なるは國司より流罪以上の裁判を上申したる中に事理の盡さるる件有るにより專使を遣はして訊ひ質すなり第三條にみえたる覆囚使は毎年定りて官より使を諸國に派遣し國司の刑政と獄囚の形狀とを視察し又は按覆を爲す制なれば相似たる事にて差別あれば其義不同と辨解したるなり

(考證) 延喜太政官式云刑部省所申斷罪文者遣二通十月四日進辨官即日史讀申外記覆勘造論奏廿日以前奏聞謂流罪以上及除免官當若有依奏及恩降並具狀錄刑部省解後印之記附辨官一通留辨官一通下刑部

○儀式云奏年終斷罪儀刑部省預修解文進太政官外記勘定修奏訖大臣持奏文率參議以上奏刑部省乃年終政書進止申大臣奉勅語引退即奏文並解文二通尾書勅語云々(二) 通給刑部一通留辨官其奏文收太政官並捺外印

(大意) 此條は郡司と國司との裁判權に等差あるを明らかにし(一) 第一段又刑部省と國司とより上申せる重罪の裁判案に理の盡さるる事あらば諸國へは使を遣はして覆

審し刑部省へは官より直ちに按覆する(二) 二段制をさだむ

凡國斷罪應申覆者謂中猶重也下條云盜發及徒以上附 太政官量差使

人取強明解法律者分道巡覆見囚謂徒以上囚情盡未斷者也下文云徒罪國斷得伏辨故杖罪以下不入此條

也 事盡未斷者催斷即覆覆託錄申

毎年定れる例として官より覆囚使を諸國に派遣するにより諸國司も豫め其使を待ちて徒罪以上を斷するを申覆といふ義解に申猶重也とあるによれば申覆とは重ねて吟味する義と見ゆさて太政官にては使に遣はすべき人物を商量し事に強く當りかつ法律に明亮なる者を取り各道に數人を分遣し現に諸國の獄舎に籠めたる囚徒を巡覆せしむ唐六典には毎年正月使を諸道に分ちて巡覆せしむとみえたれど我が國にては其期を定めず然れども毎年必派遣あるべき事は唐制に據て知られたり又見囚を巡覆する事を先づ擧げて次に裁判の事に及びたれば到底謂はれなくして裁判を遷延し囚徒をして徒らに獄中に呻吟する事なからしめんか爲に此使を立られたるは覆囚といふ名稱にて知られたりさて覆囚使一應囚徒を覆するに從來國司の

問し、囚徒も情を白し盡したれど、いまだ裁判に及ばざるは、國司を催促して斷文を作らせ、更に其可否を覆審し、訖りなば國司と使との意見を記録して、太政官に上申すべし。○これにて一段落なり(義) 下條云盜發及徒以上云々、下條とは第四十七條なり、但し第四十七條に擧たる事件ある毎に、覆囚使を下すにあらざるは、前文に據て明らかなり、義解に是皆とあるは、盜發も徒以上も、皆の義にして、毎年の意にはあらず(義) 謂徒以上囚情盡未斷者也云々、覆囚使に覆審を請ふは、徒罪以上の囚人を鞠獄しても、はや其情を察し盡したれど、いまだ決し難き狀ありて、裁判を宣告せざるものなり。○下文云徒罪國斷得伏辨云々、これは杖罪は、此條に入らざる事を解せるなり。

若司國狂斷、使人推覆无罪、國司欵伏灼然

謂欵誠也、服罪輸誠之書、是爲欵伏、即伏辨亦同也。

合免者、任使判放、仍錄狀申、其使人與國執見有別者、各以狀申、若理狀已盡、可斷決、而使人不斷、妄生節目、盤退者、國司以狀錄申、官附使人考、

若し國司の裁斷の案文、非理に傾きたるを、使人の推覆には無罪と認め、國司も實に誤

斷なりけりと欵伏して、罪を免すべき狀、明らかならば、使人の判斷を以て、これを放し、其狀を記録して、太政官へ上申すべし、又使人と國司との意見別なる時は、各其狀を以て、太政官へ上申し、裁決を請ふ、又國司の鞫問充分にて、罪狀の理已に盡たれば、宜しく裁決すべきを、使人却て斷決せず、妄に彼れ此れと、節目の故障を爲し、盤退と延引にのみ爲し置かば、國司より其狀を録して、大政官へ上申し、使人の本年の勤務の取調べを、悪しき方にするを、附使人考といへり、考とは官人の功過を調査する事にて、附とは其功過を定むるをいふ、事は考課令に悉し、○此本注は三段に分ちて、本文の例を敷衍せり(義) 即伏辨亦同也、伏辨は罪人の罪に伏したる口給なれば、過ちを改め、誠を輸す書を欵伏といふに同じとなり、

其徒罪、國斷得伏辨

謂結斷已訖、得囚服辨

及賊狀露驗者、即役不須待使、

以外待使、其使人仍惣按覆覆訖、同國見者、仍附國配役、

徒罪なりと、國司の判斷し、犯罪者よりも服罪書を出し、又は盜賊賄の類、賊狀露驗し、明らかならば、覆囚使の到るを待たず、使役に就かしむ、以外の服罪書を得ず、賊狀露驗ならざる者は、使人の到るを待て、按覆せしめ、其意見國司と同じからば、其國の配役に就

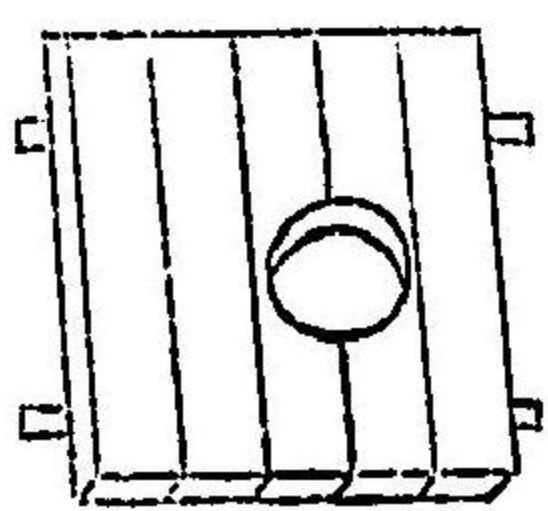
かしむ、これ徒罪は流罪以上に較ぶれば、輕罪なるにより、強ひて使を待たざるなり。
 (考證) 唐六典六曰、凡天下諸州斷罪、應申覆者、每年正月、與吏部擇使、取歷任清勤明識、
 法理者、仍過中書門下、定訖以聞、乃令分道巡覆。若應旬會官物者、加判官及典、刑部錄囚、
 徒所犯、以授使、嶺南使以九月上旬先發遣、使牒與州案同、然後復送刑部。若州司狂斷使、
 推無罪、州司欺伏、灼然無罪者、任使判放、其降入流徒者、亦從流徒法。若使人與州執見有、
 別者、各以狀申、若理狀已盡、可斷決、而使人妄生節目、未定者、州司錄中辨及贓狀露驗者、
 即決、不得待使覆。其餘罪皆待覆定、使人至日、先檢行、獄囚枷鎖、鋪席及疾病糧餉之事、有、
 不知、法者、皆狀申、若巡察使、按察使、廉察使、採訪使、皆待制命而行、非有恒也。
 (大意) 此條は官より覆囚使を諸國に遣して、獄中に繋れたる囚人の狀と、國司の裁判
 とを按覆し、徒らに裁判を遷延し、又は冤枉非理なからしむるを期す、若し使人過らあ
 れば、使人を罪する事をさだむ。

凡覆囚使人至日先檢行獄囚枷

在足曰枷也

枷は首かせ、桎は足かせにて、重罪人には獄舍中たりともかゝる器械を身に着けて自
 由ならしめず。

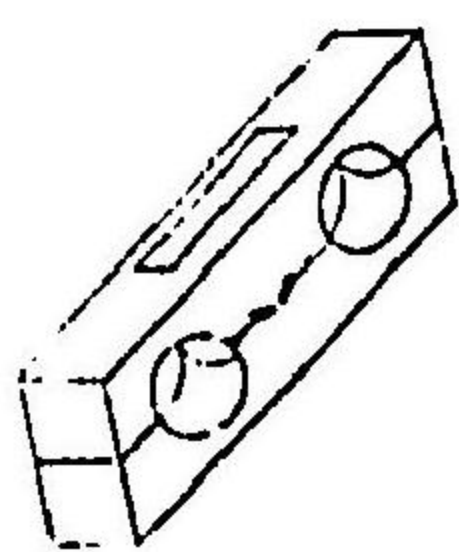
枷



第六十三條云枷長四尺以下
三尺以上

三才圖會云死罪重二十五劬
徒流重二十劬杖罪重十五劬
蓋舊有長短而无輕重其輕重
自宋太宗始也

桎



(考證) 和名抄刑罰具に、盤枷日本紀私記云、久比、加之とみえて、義解と同一、同書に漢
 桎語抄云、天加之とありて、こゝと同一からず、按するに唐韻集韻共に桎械也とみゆ、
 械は類聚名義抄に、アシカシと訓たれば、義解は通し書けるものなるべし、

鋪席及疾病糧餉之事

謂餉者遺也 有不如法者亦以狀申附考

覆囚使、其國に至らば、先づ獄舍の囚人を檢行し、枷桎の刑具、鋪席の敷物、疾病の療養、糧
 餉の食物等、法の如くならざれば、其狀を官に申し、國司其年の考に拘はる事なり、

凡決大辟罪

謂辟者罪也 死刑爲大辟也 在京者行決之司三覆奏決前一日一

覆奏決日再覆奏

京都にて死罪を決行するに臨み、其前日に一度覆奏し、當日更に再度覆奏す、これ人命

を重くするが故なり。

(考證) 唐六典六云、凡決大辟罪、在京者行決之、司五覆奏、在外者、刑部三覆奏、在京者、決前一日、二覆奏、決日三決奏、在外者、初一日再決奏、縱臨時有赦、不許覆奏、亦准此覆奏、若犯惡逆已上、及部曲奴婢殺主者、唯一覆奏、決大辟罪、皆防援至刑所、囚人方撥二十人、每一人加五人、五品以上、非惡逆者、聽乘車、並官給酒食、聽親故辭決、宣告叛狀、仍日未後乃行刑、囚在外奏報之日、不得馳驛行下、凡京城決囚之日、尚食蔬食、內教坊及太常皆徹樂。

○文獻通考百六十五刑部云、隋文帝開皇十五年制、死罪三奏而後決。

謂依律奏報應決者、聽三日乃行刑、是三覆奏、訖更經三日、乃聽行刑、今案此條再奏之日、即得行決、二法不同、遲速頓異、凡用刑之道、非是好殺、捨速從遲、是爲優長、即下條奏報之日、不得馳驛行下、是亦緩死之義。

斷獄律の趣にては、三度覆奏の後、更に三日を経て刑を行ふ、此令にては再奏の後とす、律令の旨同じからず、何れにか適從せんと謂は、速を捨て遲に從ふを優れりとすれば、律旨に依るべしと云へり、○荷田在滿云、捨速從遲、固爲優、但律令梓楯於義不易、律所

謂三日、何以知其覆奏之後、蓋是奏報與覆奏之間三日乎、奏報了則覆奏、於義不易、似可待三日。

(考證) 唐斷獄律云、諸死罪囚、不待覆奏報下而決者、流二千里、即奏報應決者、聽三日乃行刑。

在外者、符下日三覆奏、初日一覆奏、後日再覆奏、若犯惡逆以上、唯一覆奏、家人奴婢殺主、不須覆奏、其京國決囚日、雅樂寮停音樂。

在外とは諸國をいふ、符下とは太政官より死刑奏決の旨を、官符に記して下すをいふ、其官符の使、京を發する前日(即初日)太政官より一度覆奏し、發使の當日(即後日)再び覆奏す、此覆奏を太政官より認めたるは、前に引たる唐六典に、在外者三覆奏とあるに據れり、惡逆以上とは、謀反、謀大逆、謀叛にして、八虐の一より三に至る(委しくは大意に云へり)又京師にても、諸國にても、死刑を行ふ日には、雅樂寮にて音樂を停むるは、刑人を悼むなり、

(大意) 此條は、死刑を忽諸にすべからざる義の外ならされども、國家を危くせんことを

る謀反山陵宮闕を毀んと謀りたる謀大逆國に背き偽に從へる謀叛祖父母父母を殺さんと謀り又伯叔父姑兄姉外祖父母夫夫之父母を殺せる惡逆者は唯一度覆奏し家人奴婢の主を殺すに至りては覆奏せずあるは倫理を重くしたるを察すべし、

凡斷罪行刑之日

謂徒以上結獄竟具告罪名是爲斷罪之日也舊印本稿本共に也

名、逆者答冊故杖罪以下不入此條也、死罪行決是爲行刑之日也、并宣告犯狀、

こ、に斷罪といへるは流罪徒罪を裁決するを云ひ、行刑とは死刑を行ふを云ふ、死刑以下徒罪以上を裁決する日には、罪人に何々の罪犯により、何の刑に行ふと云ふ事を宣告するなり、○これにて一段とす(義) 謂徒以上結獄竟云々、結獄とは其罪と刑とを確定するをいふ、○依律結獄、律は斷獄律なり、此文に據れば、斷罪の日宣告を行ふは、徒罪以上に限るが如し、然れども答杖の罪人にも、罪名を告る事は、必有るべき理なり、因て唐斷獄律に、徒以上各呼囚及其家屬具告罪名とあるを思へば、若しくは、答杖の罪には、本人に宣告するのみにて、家屬には及ばざれば、略文せし者にや、猶考ふべし、逆者とは罪名を告げず、又は服辨を取らざる類をいふ、

(考證) 延喜刑部式云、凡告囚罪名者、囚獄司引罪人、就省版位、即判事屬讀示判狀、少判

事以上、覆問服不、

唐斷獄律云、諸獄結竟、徒以上各呼囚及其家屬具告罪名、仍取囚服辨、若不服者、聽其自理、更爲審詳、逆者答五十、死罪杖一百、疏議云、獄結竟、謂徒以上刑名、長官同斷案、已判訖、徒流及死罪、各呼囚及其家屬、具告所斷之罪名、仍取囚服辨、其家人親屬、唯正告示罪名、不須問其服不、囚若不服、聽其自理、依不服之狀、更爲審詳、若不告家屬罪名、或不取囚服辨、及不爲審詳、流徒罪並答五十、死罪杖一百、

決太辟罪囚、皆防援着枷至刑所

據庶人、其議請、減人、及初位以上、若婦人等、下條別有文也、

囚一人、

防援廿人、每一囚加五人、五位以上、及皇親、聽乘馬、聽親故、辭

決、謂親親屬也、故、故舊也、訣、別也、仍日未後行刑、

すべて死刑を行ふ時は、防援として警衛者を副へ、罪人に枷を着け、刑所に率て行くなり、囚人一人に防援廿人を附れど、二人の時には、五人を加へて廿五人とす、さて五位以上の人、及び皇親には、乘馬を許し、親屬故舊に對面して、辭し別る、事を聽す、行刑の時は、未の刻の後に、今の午後二時過なり、按ずるに、次條の五位以上、及び皇親は、犯せる事惡逆以上にあざれば、家に自盡するを聽すとある文に據れば、此條は惡逆以上に就

て云へる也(義) 謂據庶人其議請滅人云々議とは六議の人請とは奏請して天裁を請ふ人、滅とは八虐及び重罪ならずば流罪以下各一等を滅する人なり、悉しくは議請滅の條を見るべし、○下條とは次條をいふ、但し其條には、七位以上とあり、猶考ふべし、

即囚身在外者、奏報之日、不得馳驛行下

謂是嫌其速殺、故不令馳下、

死罪に當る者、地方に在らば、奏報とて死罪の奏文を勅可し給ひし當日には、馳驛とて早使を發遣して、官符を其國に下すへからすととなり、義解は即ち其法意を釋せるなり、

(考證) 通典百六十八云、諸決大辟罪、皆防援至刑所、囚一人防援二十人、每一囚加五人、五品以上聽乘車並官給酒食、聽親故辭訣、宣告犯狀、皆日未後行刑、即囚身在外者、奏報之日、不得驛馳行下、

(大意) 此條は、徒刑以上の罪人に宣告し、及び死刑を行ふ狀を制す、前條の三度覆奏の文及び此未段を見ても、古へ死を緩くせし事態を知るべし、

凡決大辟罪、皆於市、五位以上、及皇親犯非惡逆以上、聽自盡

於家 謂令罪人在家自死也

皆於市とは、八位以下及び無位の人民一般までに係ていふ、自盡とは自殺なり、此ころ

の自殺は、毒藥を服するか、又は縊る、なり、天平年中左大臣長屋王、人に讒誣せられて自盡を賜ふ時、藥を仰きて死す、夫人及び子四人皆縊ると、續日本紀、今昔物語にみゆ、

七位以上、及婦人犯非斬者、絞於隱處

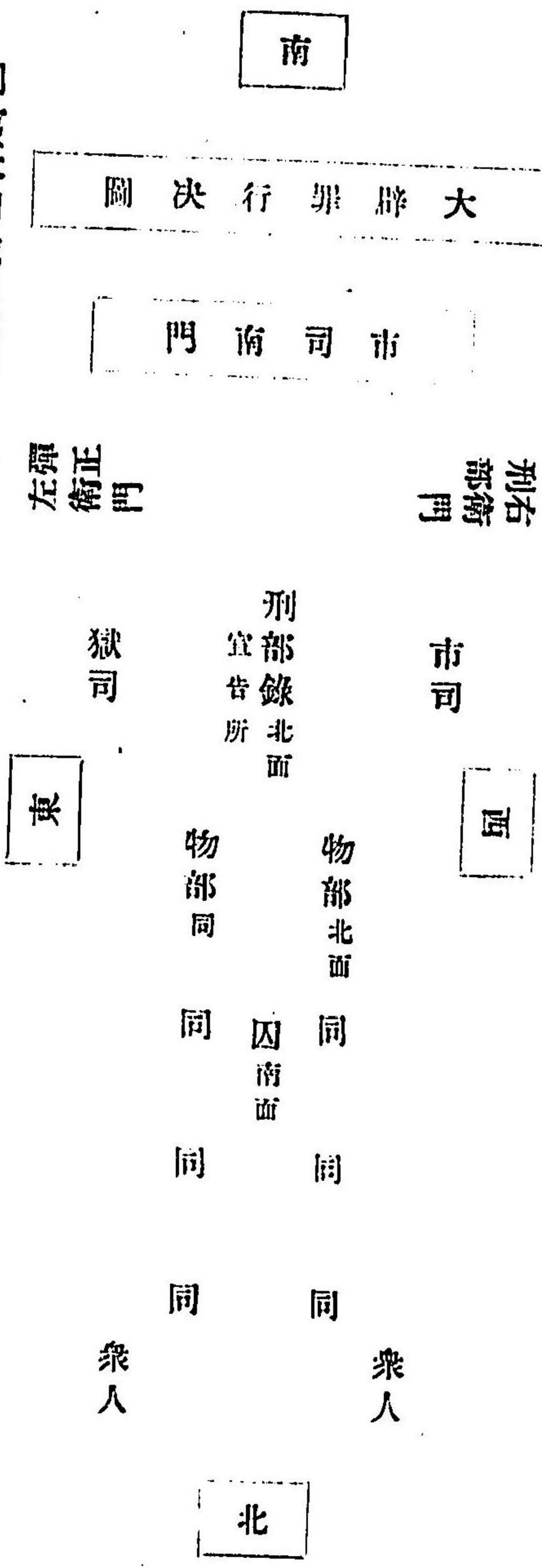
謂不於市、庶人衆之中、而別死於隱僻之處、

七位以上とは、六位七位をいふ、是はに斬刑ならば市に於て行ふ事とみゆ、(義) 辟は僻に同じ、幽なる處をいふ、

(考證) 唐六典六云、凡決大辟罪者、皆於市、古者皆大辟罪、皆於市、自今上臨御以來、無其刑、但存其文耳、五品以上、犯非惡逆已上、聽自盡於家、七品以上、及皇族、若婦人犯非斬者、皆絞於隱處、決大辟罪、官爵五品以上、在京者、大理正監決、在外者、上佐監決、餘並判官監決、在京者亦、皆有御史金吾監決、若囚有冤濫灼然者、聽停決奏聞、

延喜刑部式云、凡決死囚者、省預移、送彈正衛門、其日會集市司南門、共監行決、其彈正左衛門官人、列門外東、各西面北上、相去一許丈、刑部右衛門官人、列門外西、各東面北上、相去同上、市獄兩司、列於南庭、自衛府南去四許丈、各北面中上、囚人當中間、而跪、自兩司南去三四許丈、物部分陳防援、列囚左右、北向中上、立定、錄進於兩司中間、北面宣告犯狀、罪名示衆、衆人稱唯、了還於本列、即丞召兩司、仰云、依例行之、兩司稱唯、以還本列、轉告物部、

稱唯案劔戮之、(絞者用綱)其殘骸者、令授近親斂之、若无親者、令兩司埋外城閑地、兼樹
 榜示、(注國郡姓名、又云、凡辨官所下罪人、到省付囚獄司、司即易其徽、其有行決者、隨罪
 輕重、於市若囚獄司決之、行決之日、丞錄各一人、引囚獄官人并物部丁、赴向市司、便令本
 司、喚集市人、列立司南門、示衆決之、於囚獄司司者、於廳前決之、
 この後段は、死司に限らざる事なれど、序にこゝに擧ぐ、



周官大司寇屬云、獄囚掌守盜賊、凡囚者上罪桎梏而桎、中罪桎梏下罪桎、王之同族、衆有
 爵者、桎以待幣罪、凡囚者、謂非盜賊、自以他罪拘者也、鄭司農云、舉者兩手共一木也、桎、

者兩手各一木也、玄謂在手曰桎、在足曰梏、中罪不舉手足各一木耳、下罪又去桎、王同族、
 及命士以上、雖有上罪、民衆或桎而已、幣猶斷、

周官小司寇以八辟麗邦法附刑罰、(辟法也、麗附也、故書付作附、附猶著也)一曰議親之
 辟、(鄭司農云、若今時宗室有罪、先請是也)二曰議故之辟、(故謂舊知也)三曰議賢之辟、(鄭
 司農云、若今時廉吏有罪、先請是也、玄謂賢者德行著)四曰議能之辟、(能爲有道藝者、春秋
 傳曰、夫謀而鮮過、惠訓不倦、叔向有焉、社稷之固也、猶將十世宥之以勸能者、今一不免其
 身、以葉社稷不亦惑乎)五曰議功之辟、(謂有大勳力立功者)六曰議貴之辟、(鄭司農云、若
 今時吏墨綬有罪、先請是也)七曰議勤之辟、(謂憔悴以事國)八曰議賓之辟、(謂所不臣者三
 恪二代之後歟)

(天意) 此條は死刑を行ふ、

凡決大辟罪五位以上、在京者、刑部少輔以上監決、
 在外者、次官以上監決、餘並少輔及次官以下監決、
 監決とは、刑所へ臨みて監督するなり、○在外とは國司をいふ、○餘とは六位以下、及び
 庶人までを兼ねたり、

○令義解講義

(考證) 杜氏通典(百六十八)云諸決大辟罪官爵五品以上在京者大理正監決在外者上佐監決餘並判官監決

從立春至秋分不得奏決死刑謂奏決者猶云奏而決也若犯惡逆以上及家人奴婢殺主者不拘此令

(考證) 法曹至要抄云即以絞者爲一等以斬罪爲一等皆是俱雖爲死罪以絞爲輕以斬爲重其故何者絞罪待時而殺若待時之間邂逅會恩詔者則配徒流故爲輕斬罪者不待時而殺之故爲重也

此抄の旨によれば斬罪は秋を待たざるが如し若しくは後に沿革したるものか、唐六典六云每歲立春後至秋分不得決死刑若犯惡逆及奴婢部曲殺主不依此法

斷獄律政事要略所引云立春以後秋分以前決死罪者徒一年其所犯雖不待時若於禁殺日而決者杖六十准令犯惡逆以上及家人奴婢殺主者不待時其大祀及齋日朔望晦上下弦二十四氣假日並不得奏決於此日亦不得決死刑違而決者杖六十待時而違者加二等謂秋分以後立春以前於禁殺日而決者加二等合杖八十日本後紀云弘仁六年十一月丁亥敕延曆格云斷決囚徒令有正文順時肅殺不可虧違或過秋分節延入立春

是既非法式都無准的宜死罪者年終斷訖者今於行死刑秋冬無妨而頃年有司必至年終乃奏刑書施行之後計其行程合入春月以到遠國宜自今以後十月初斷奏訖但始自十一月一日起至十二月十日常行祭事不得令京官此限內決死刑

其大祀及齋日朔望晦上下弦廿四氣假日並不得奏決死刑

大祀は大嘗祭なり○齋日は八日十四日十五日廿三日廿九日三十日を六齋日とす佛家よりの説なり雜令に委しくすべし○上下弦上弦は七日八日下弦は廿二日廿三日

○廿四氣立春(正月節)

(考證) 和漢名數云廿四氣(五日爲一候三候爲一氣二氣爲一月六氣爲一時廿四氣爲

一年)立春(正月節)雨水(正月節)驚蟄(二月節)春分(二月中)清明(三月節)穀雨(三月中)立

夏(四月節)小滿(四月中)芒種(五月節)夏至(五月中)小暑(六月節)大暑(六月中)立秋(七月節)

處暑(七月中)白露(八月節)秋分(八月中)寒露(九月節)霜降(九月中)立冬(十月節)小雪(十

月中)大雪(十一月節)冬至(十一月中)小寒(十二月節)大寒(十二月中)

○假日諸官衙とも六日毎に一日の休暇あり

在京決死囚皆令彈正衛士府監決若囚有冤枉灼然者停決

奏聞謂彈正奏聞

○令義解請義

衛士府をして監決に臨ましむるは、非常を警備するなり、延喜式の頃には、衛門府の官人なる事前に引たる文にて知るべし、

(考證) 唐六典六云、每歲立春後至秋分、不得決死刑、其大祭祀及致齋、朔望、上下弦、廿四氣、雨未晴、夜未明、斷屠日月及休暇、亦如之、

(天意) 此條は、死刑の所の監督者及び死刑を行はざる期日をさだむ、

凡囚死无親戚者、謂並無有服之親者

囚死すとは、未決罪の囚人、獄中に死するなり、(義) 有服之親とは、喪葬令に挙げたる喪服を着用すべき親族をいふ、

皆於閑地權埋立勝於上、記其姓名、仍下本屬、即流移、人在路、及流徒在役死者、准此、

仍下本屬とは、屍を權埋にしたる上にて、囚人の戸籍ある地方へ、公文を下して通達するをいふ、○流移人在路は、流罪移郷の人、告所まで行かず、途中にて病死したるなり、流徒在役云々は、流罪徒罪の人、配所又は役所にて病したるをいふ、これは事の因により、こゝに準則を挙げたるなり、

(考證) 通典百六十八云、諸囚死無親戚者、皆給棺於官地内、權殯置埶、銘於壙内、立勝於上、書其姓名、仍下本屬、告家人、令取、即流移人在路、及流徒在役死者、亦准此、

(天意) 此條は、囚人獄中にて、死たる時の法をさだむ、

凡犯流以下、應除免官當、未奏身死者、位記不追、即奏時不知身死、奏後云先死者、依奏定、謂除免官當並依常法例也

官人流罪以下を犯したるにより、除名免官當の刑に當んと裁判はしたれど、未だ奏聞敕決を経ざる間に、犯罪人死なば、免されて位記を追はず、○除名免官の義は、第二條の解に大略を云へり、官當とは三位以上は、一官位一階をいふ、を徒三年に當て、五位以上は一官を二年に當て、八位以上は一官を一年に當つ、公罪を犯したる者は、各一年を加へて充つ、(私罪より輕きか故なり、非年の後先位に一等を降して叙す、○以上の罪を奏決の時實は本人の死たるを存生と誤て奏聞し訖りたるは、除免官當共に常法の如く行ひて免されず、これを依奏定といふ、

其常赦所不免者、依常例、謂犯流以下、未奏身死、罪當常赦所不免者、不在放限、故云依常例也

前條にみえたる如く、未だ奏決せざる間に、犯人死すとも、其非常赦に免さるる例に當

れば常法の如く行ひて免されず、○これにて一段落なり、
若雜犯死罪、獄成會赦、全原者、解見任職事、

若し官人八虐に有らざる(雜犯死罪を犯し)裁判済は(獄成)の頃、赦令の行はる、會ひ、全く死罪を原さる、者は現任の官を解くなり、

謂依律雜犯死罪、未奏畫會赦者、依令解見任職事、如特奉鴻恩、惣蒙原放、非常之斷、人主專之、官位勳位、並合如初、不同赦降之例、即雜犯死罪、別勅放免者、亦不須解見任職事、

此義解は、本文の如く、見任の官を解くべき者も、特に天恩を蒙り、勅命を以て官位勳位、從來の如くならば見任官を解かざる例を、斷獄律に徴して辨明せり、赦降とは赦令に依りて犯人の刑を降すをいふ、○本文と或は異なる例ある事を論ず、

(考證) 名例律云、凡犯八虐、故殺人、反逆緣坐、云云、會降者、聽從當職法、疏云、謂雜犯死罪以下、未奏畫逢降、有官者聽官當、有蔭者依贖法、本法不得蔭贖者、亦不在贖限、其會赦依令解見任職事、如特奉鴻恩、惣蒙原放、非常之斷、人主專之、官位勳位、並合如初、不同赦降之例、

○獄成、杜氏通典百六十五云、上元元年十二月刑部奏、准按諸律法云、獄成謂贖狀驗、及尙書省斷訖未奏、疏云、贖謂所得其當先獲本物狀、謂殺人之類、得狀爲驗、雖在州縣、並爲獄成、尙書又議爲未奏者、謂刑部覆訖未奏、亦爲獄成、今法官商量、若欺目承伏、及未聞奏、及有勅付法、刑名更無可移者、謂同獄成、臣今與法官等相論議、仍求爲恒式、

又依考課令、本犯免官以上、及贓賄入已、恩前獄成者、仍以景迹論、貶考奪祿、並依常法、是即流罪以下、獄成會赦降、亦依此令論也、見任職事者、猶云見任之職事也、

考課令に官人除名以下、免官以上の罪を犯したるか、又は賄賂一尺以上を受たる者、裁判訖りて後、赦令有らば、官位は追せられず、但し貪濁の景跡を以て論し、其年の考は下々とし、當年の祿を奪ふ事、常法に依るべしとみゆ、然れば右に云ふ所、假令流罪以下なるも、裁判訖て赦令恩降に會はゞ、又考課令に依りて論すべしとなり、依此令とは、考課令を指す、獄令にはあらず、よくせば惑ふべし、○此義解は、本文に云ふが如く、死罪は赦に逢ひて、見任の職事を解けども、流罪以下は解かざる由を、考課令に據りて辨したるものなり、○これも本文の異例を論ず、

(大意) 此條の前段は、官人除免官當を犯し、奏決前に死たる者、官位を追すと追せざる者との別あるを辨じ、後段は赦に逢て、死罪を原さるゝも、解官する事を制す、

凡流人科斷已定、及移郷人、皆不得弃放妻妾至配所、謂凡流移人、不可弃妻妾、以至配所、必須相隨同行、其犯義絶者、不在此限也、

流人は配所に戸籍を移すにより、妻妾を原地に弃放すべからず、○移郷とは、人を殺して死罪となるべき者、赦に會ひて免さるれば、本郷の住を移して、他郷へおもむかしむ、(委しくは考證を考ふべし)これ殺されし人の家族など、復讐の舉あらんを慮るにより、てなり、後世徳川氏の法に、所構ひといふ刑あるは、原由の差異なれども、其基は王代の移郷の制より出たるかと思はる、(義) 義絶とは、夫妻の間に事故ありて、法令中義絶すべき條件の制ある事、戸令にみゆ、其義絶の法を犯したる妻妾ならば、弃放するも妨なしとなり、

如有妄作逗留、私還、及逃亡者、謂此據流移人已至配所、更妄私還、及逃亡者、其妻妾私還、及逃亡者、亦准此法、隨即申太政官、

配流移郷の人、途中に於て事故なきに、妄に逗留し、又は配所より、私に本郷へ還り、及び逃亡せば、其事に隨ひ、配所の國司より、太政官へ上申せよとなり、

(考證) 唐六典云、流移之人、皆不得棄放妻妾及私還還郷、

○賊盜律云、殺人應死、會赦若移郷、若群黨共殺、止移下手者及頭首之人、若死家無父母、子祖孫伯叔兄弟、或充他國雜戶及陵戶、官戶家人奴婢、若婦人有犯、或殺他主家人奴婢、並不在此限、

○槐記 保延四十二三、傳聞、今日河内守俊資被解官、遇神、今食可移郷云々、是其子殺三條殿之故也、緣坐也、同七日、入夜、令檢非違使、追河内守俊賢、追越會坂關也、

○舊本今昔物語廿三云、平維衡、同致頼合戰、蒙答語第十三、今昔前の一條院天皇の御代に、前下野守平の維衡と云兵有り、此は陸奥守貞盛と云ける兵の孫也、亦其時に、平致頼と云兵有ける、共に道を挑む間、互に悪き様に聞かする者共、有て、敵と成す、其領各一國に有て、致頼進て、維衡を討問むとして、合戦する間、其多の子孫、伴類、並に郎等、眷屬等に射殺す者、其員有り、然とも、勝負先して、維衡をは左衛門の府弓場に被下致頼をは右衛門の府弓場に被下て、共に被勘問、皆進て、谷に落にけり、罪名を被勘るに、明法に勘へ由て云く、腰ひ討たんと爲たる致頼が罪尤も重し、速に遠き處に可被流

と請て戰たる維衛か罪輕し、移郷一年、ハカリユルヤルベキトイフニ 壬して此に依て公家宣旨を被下て、致頼を遠く隠岐國に被流ぬ、維衛をは淡路國に被移郷ぬ、

凡流人應配者、依官輕重、各配三流、謂近中遠處、謂其定遠近者、從京計之

考證に引たる如く、古へは遠流たりとも、東海道の常陸を以て極遠とし、佐渡隱岐の二

島へ流す事はあれど、伊豆の嶋、又薩摩の硫黄が嶋に配するが如きは、いまだみえず、

(考證) 延喜刑部式云、凡流移人者、省定配所、中官、具錄犯狀、下符所在并配所、其路程者

從京爲計、伊豆去京七百七十里、安房一千一百九十里、常陸一千五百七十五里、佐渡一

千三百廿五里、隱岐九百一十里、土佐等國一千二百廿五里、爲遠流、信濃五百六十里、伊

豫等國五百六十里、爲中流、越前三百一十五里、安藝等國四百九十里、爲近流、

凡流移人、太政官量配、謂量罪輕重、配其遠近、故云量配也、符至、季別一遣、謂太政官錄配流狀、下符刑部及國

也、司

流罪移郷の人は、太政官にて配所を定め、官符を在京は刑部省、地方は國司へ下して命令すれば、在京地方共、四季に一度つゝ、罪人を纏めて配所へ遣るなり、

若符在季末至者、聽與後季人同遣、謂季末者、四季之末、月假有符三、月至者、與夏季人同遣之類也、

これは義解にて、明亮なれば更に講せず、

具錄應隨家口、及發遣日月、便下配處、謂刑部及國司、依太政官符錄下於流移之國、其刑部流人者、太政官差

專使領送也、

刑部省及び國司よりして、豫め配すべき人に隨從する家口何人、又何月何日に配人を發遣すべき旨を便宜を以て、配所の國司へ通し置くなり、其刑部流人者云々、これは下文の專使部領送達配所とある、義解たるべし、

遞差防援、專使部領送達配所、付領訖、速報元送所、并申太政官知、ニラシム

さて配人を送るべき次第は、其道すぢの國司々々より國送りとし、迎ひに防援配人を護衛する兵をいふ、若干人を差出し、別に送事を擔當する專使を附し、部領其事に専ら關するをいふして、配所まで送達す、但し刑部省よりの配人は、太政官より專使を附して、直ちに配所へ領送す、是れにも各國より、防援を添るなり、但し以下の文は前に擧た

る義解の文を此へ廻らして講せるなり付は專使の國司へ配人を付るなり領るは國司の受領せしなり此受付訖りなば速に配所の國司より最初に送りたる國司まで配人を受領せし事を報じ并に太政官へ其事を上申す

若妻子在遠又非路便預爲追喫使得同發謂雖即在遠而是路使者待到同行不可更追也其妻子未至間囚身合役者且於隨近公役仍錄已役日月下配所聽折謂雖即在遠而是路使者待到同行不可更追也

配人は必ず妻子を同伴して行くべきわけなるが若し妻子の仕處配所へ行く路に在らば直ちに同伴の成るべきも然らずして其家遠方ならば配所發送前預め呼び寄せて追喚配人と同じく發するなり但し其家遠しと雖も配所へ行く途上ならば配人の至るを待て同行せしむこれ義解の趣なりさて遠方にて妻子の至る事久しき間ならば其間に先づ配人を其國にて苦役し妻子至り配所へ送りて後配所にて苦役する時既に國にて役せしほどの日數は折て減するを聽さる故進發の時國司より己役の日若干といふ事を配所の國司へ下して知らしむこれ古への流人配所へ至れば一年間公役に服さしむる制なるが故なり

(考證) 延喜刑部式云凡流移人者省定配所申官具錄犯狀下符所在并配所良人請内印賤隸請外印

又云流移罪人者省申官遞請左右兵衛爲部領即授省符路次差加防援令達前所其返抄者從官下省

凡遞送死囚者謂依律鞠獄官囚徒伴在他所者應移送先繫處併論之類也皆令道次軍團大毅親

自部領謂專使之外軍毅別自部領也

死罪と決したる囚人を徒伴つき合せの爲めなどにて他所へ國送り(遞送)にする事あらば專使の外に其途中なる軍團の大毅自ら其事に關し(部領)附添て送らしむ

(考證) 唐斷獄律云諸鞠獄官囚徒伴在他所者聽移送先繫處併論之違者杖一百

及餘遞送囚徒謂除者非死囚應禁固者皆少毅部領并差防援明相付領

死罪にあらざる囚徒を遞送して禁固する時は軍團の少毅擔當(部領)す死罪は勿論それより以下の囚徒たりとも警備の人防援を差し當て前所に於て囚人を付け又領收

の事狀を明らかにす、

凡流移人在路皆遞給程糧謂流移之人所經由處、每請糧停留不得過二日、每國給糧令過常界也

流罪移郷の人の行過る途中の各國司より、凡そ其國內にて用ゐる程の糧を出して、これに給ふ、若し其糧を渡す事手間取て、其他に滞留すとも、二日を過すを得ず、其傳馬給不臨時處分、

配人に驛より傳馬を給して、乗用及び小荷駄に給し、又給せざる事は臨時に斟酌して、處分あるべしとなり、

凡流移人至配所付領訖仍勘本所發遣日月及到日准計行程若領送使人在路稽留謂无故稽留也不依程限領處官司隨事推斷仍以狀申太政官、

流罪移郷の人を領送使の配所へ引渡したる時配所の官司配人の本所より發遣せし日月と、此方へ到着せし日とを勘考し、其間の行程を計りて、若し使人の路に在て、故な

く稽留し程限よりは遲參したりと思はゞ、其事柄に隨て、吟味を遂げ、仍て其狀を太政官へ上申す、

謂凡依律使人於使處有犯者所部屬官等不得即推但部送囚徒不依程限者別於此令聽所部推斷自餘皆須依律

所部屬官等使ひせし處の官司の屬官なり、○此條のみは、律に依るべからざる事を明す、本文の傍例なり、

(考證) 職制律云、凡在外長官及使人於使處有犯者所部屬官等不得即推皆須申上聽裁、若犯當死罪留身待報、違者各減所犯罪四等、

凡流移人移人謂本犯除名者謂依律故殺人獄成者雖會赦猶除名是爲本犯除名其圖殺除名訖會赦移郷者亦准此也法也

こ、に云ふ移郷は、もと人を殺し死罪となるべきを、赦に會ひて免されたれど、猶除名罪に行はれて、住居を移したるをいふ、これ本條は、平人の移郷にあらず、官人たる者の移郷を謂ふにより、ことに此本注を下したるなり、(義) 依律故殺人獄成者云々、これは

○令義解購義

官人の故殺罪を犯したるに據ていふ、獄成とは刑部省の裁判訖りたるをいふ、(義) 其
圖殺除名訖、これは官人の圖殺を犯したるに據ていふ、これ又赦に會ひて死を免され、
除名したる者なり、上條は名例律に准據あり、下條は律文の微すべきなきにより、かく
斷したるなり、

(考證) 依律故殺人、名例律云、犯八虐及故殺、反逆緣坐、獄成者雖會赦猶除名、
圖訟律疏法曹至要抄所引云、非因圖爭、無事而殺、是名故殺、

至配所六載以後聽仕

謂仕者仕官、即所貫及京師、皆聽通仕、其
蠱毒流人者、須絕其根類、故不聽仕也

古へ官人の流移の罪に當りたる者は、籍を移して配所の人となり、六載の後は京師に
まれ、又は本籍の地にまれ出仕を免され、今の世に云ふ公權を回復す、これは選叙令に、
官人除名の罪を犯したる者、六載にして本位に數等を降して、叙する類例あればなり、
(義) 蠱毒の罪とは、古へ惡蠱を使ひて人を害する、呪術者あるをいふ、(名例律不道の注
に造畜蠱毒厭魅とあり)これは近世に云ふ四國の大神の類にて、呪術者の子孫へ其法
を傳ふるものなれば、此罪にて流刑となりし者は、永く其地に留めて、其族類を絶つべ
しとなり、

其犯反逆緣坐流、及因反逆免死配流、不在此例

謂其謀大逆、從
者亦准此也

反逆謀反謀大逆をいふ、國家を危くし山陵宮闕を毀んと謀る者、緣坐流とは、反逆人に
緣坐して、流罪となるをいふ、此流罪及び返逆者の死を免されて、配流せられたる者は、
永年出仕を聽さず、(義) 謀大逆の本人は、死罪其從となりて、事を行ひし者は流罪なる
が、これも本條に准すととなり、

三代實錄云、元慶五年秋七月十三日己未、伴中府男元孫禪師麻呂遷配石見國、先是、因
幡介從五位下是主王言、中府等自隱岐國到此、中牒云、貞觀八年、配流隱岐國、會去年十
二月四日恩赦、彼國同移歸向本貫者、獄令云、流人至配所六載之後聽仕、注曰、其因反逆
免死配流、不在此例、中府身犯大逆、降死配流、自非救喚、何得言歸、隱岐國司不熟法意、輒
令放免、勅持降恩優、便遷石見、下符因幡國、凡流人到配所、貫附籍帳、刑科究盡、更無會
赦、隱岐國司誤從放免、當國拘留、錄狀言上、論之朝憲、復可慎令條、謹貴隱岐國司曰、不曉
法禁、輒放流人、牧宰之任、委付惟重、既無奉法之能、寧叫分憂之寄、特覃春仁、莫處秋典焉、
即本犯不應流、而特配流者三載以後聽仕、

原來の犯罪は、流刑に當つへき程にあらずと雖も、罪の次第柄の悪しき時は、流刑とな

る、これを特配流といふ、これは宥恕して三載の後出仕を聴さる、

謂元非除名之色、故三載聽仕、若是應除名者、亦依六載之法、又案律、本犯至免官、而特除名者、年限叙法、亦同除名之例、凡配流之人、官位勳位、皆悉追収、故特配流者、名爲特除名也、

元非除名之色云々、本犯は除名すべき色にあらざれば、三載にして出仕を聴され、免官と同じ例になれども、もし除名すべき犯罪ならば、猶六載の法に依れとなり、これも本文の傍例なり、又案律、本犯至免官云々、本犯は免官に當れども、罪の次第悪しくて、特に除名せば、年限も叙法も、除名の例に同じと名例律にみえたり、其特除名といふと、この特配流といふとは、全く同じとなり、荷田氏は、名爲特除名の名字は、亦字の草體より誤れるもの歟といへり、是も一説に備ふへし、

有蔭者、各依本犯收叙法、謂蔭者、父祖之蔭及除名收叙之蔭也、

選叙令に父五位以上、祖父三位以上なる者の嫡子庶子、年廿一に至れば、位に叙せらるる事あり、又同令に除名者六載の後先位に數等を降して叙せらる、事みゆ、これ等を

蔭といふ、さて本文にいふ流移の者六載、或は三載の後、出仕を聴され、位に叙せらる、時、父祖の蔭ある者、及除名滿限に當る者は、各其叙法に依るへしとなり、

○本犯收叙、本犯とは除名をいふ、收は罪に當る時位を收め、叙とは滿限にて、更に叙するをいふ、これは除名者の事なれど、蔭といへば、父祖の蔭まで、かゝるなり、

（考證）選叙令云、凡犯除名、滿應叙者、三位以上、錄狀奏聞、聽勅、其正四位於從七位、從四位於正八位、上叙、正五位於正八位、下叙、從五位於從八位、上叙、六位七位並於大初位、下叙、上叙、八位、初位並於少初位、下叙、三位以上、除名、滿にして勅授する者は、別例なるにより、こゝに特に擧げたるなり、

其解見任、及非除名移郷者、年限准考解例、謂依考課令考解者、非年名移郷者、准考解例、即知、

移郷之色、悉解見任也、

官人移郷の罪に於て、現任の官を解たりとも、除名罪の移郷、初段の義解にみえたるを考ふへしにあらざれば、考解の例に准じ、非年の後位に叙し、出仕を聴さる、（義）考解とは、官人その年の勤方悪しく、考第下中下に至れば、現任を解くをいふ、委しくは考證をみるへし、

(考證) 考課令云、凡官人有犯私罪下中、公罪下々、並解見任、謂依上條計公私殿、降至此第者、即解見任、其以景迹論、降至此考者亦同、若通計公私罪殿、降至下中者、即爲公罪殿、不可解官也、云々其考解者、非年聽叙、謂考解之人不可追位、而言聽叙者、猶云聽仕也、
○唐六典六云、流移之人、皆不得棄放妻妾及私通還鄉、至六載然後聽仕、其犯返逆緣坐流及免死役流、不在此例、即本犯不應流、而時特配流者、三載以後免仕、有資者各依本犯收叙法、其解見任及非除名移鄉者、年限叙法、皆準考解之例、

凡犯徒、應配居役者、畿內送京師、在外供當處官役、其犯流、應住居作者亦准此、婦人配縫作及舂、

居役も居作も、共に其地に居て、苦役せらる、をいふ、流罪は一年、加役流は三年間、役に服す事、既に前にいへり、

○應住居作、住居作とは、其地に住して、役に服くをいふ、住、舊刻本に任に作れり、職員令囚獄司條集解亦同じ、

(考證) 唐六典六云、其應徒則皆配居作、在京送將作監、婦人送少府監、縫作、外州者供當所官役、及修理城隍倉庫、及公廩雜使、犯流、應往居住者、亦準此、婦人亦留當州縫作、及配

舂、諸流徒罪居作者、皆著鉗、若無鉗者、著盤枷、病及有保者、免脫、不得著中帶、每給假一日、臘寒食各給二日、不得出所役之院、患假者、倍日役之、

○延喜囚獄式云、凡役者人者、令作路橋及役雜事、又司每六日、將囚人等使掃除宮城四面、其兩後且亦掃清宮內穢汚并廁滯等、

凡流徒罪居作者、皆着鈇若盤枷、有病聽脫、

不得着巾、

謂不得着頭巾也、

鈇も足かせなり、考證を見るべし、盤枷は第四條に云へり、○古へは上下に通して、頭巾を着するを常とすれば、罪人には、特に着用を聽さ、るなり、第四十二條參考すべし、

每旬給假一日、不得出所役之役、患假者、陪日、

謂文云、患假、即喪假、旬假之類、不可陪日也、

居作人には、十日毎に一日づつ、休暇を給ふ、すべて苦役のひと構、即ち院より外へは出さず、若し病氣にて暇を請ひたらば、其暇の日數だけは、全快の後に勤めさするを陪日といふ、これは居作人に、此物は幾日の成功と、豫め事業の程限を定めて命するに依りてなり、(義) 喪假とは、親族の喪によりて、假となるをいひ、旬假とは、本文にいふ十日に

一日の休なり、

役滿遞送本屬

謂此唯據徒人、流人、非也。

徒人役日滿期に及へは、遞に本屬の地へ送る、流人に於ては其由なし、

(考證) 延喜囚獄式云、凡罪人者、隨罪輕重著鈇若盤枷、故燒公私倉舍盜、私鑄錢強奸之類、居作者即著鈇、雜犯徒罪之類、著盤枷、其鈇或四人、或三人、爲連、至暮著柙、明且脫而役之、同書刑部式云、凡徒人年限者、從入役日始計、其役滿者、省具錄事狀遞送本鄉、杜氏通典二百六十三云、漢獻帝初云々、於是乃定甲子科犯、鈇左右趾者、易於木械、是時乏鈇、易於木焉、

足かせ圖略

續日本紀云、天平神護二年十二月辛亥、是年民私鑄錢者、先後相尋、配鑄錢司、駝役、並皆著鈇於其鈇、以備逃走、聽鳴追捕焉、和名抄に銷加奈岐鈇和名同上、野王按、馱服沓也、箋注云、漢書食貨志注云、鈇足銷なり、廣韻亦云、以銷加足とあれは、足かせなる事知られたり、

凡徒流囚在役者囚一人、兩人防援

謂其囚二人者、四人防援、若囚在囹圄者、既禁其身、不可同在役、法仍須臨事

量配令堪、掌固也、

役人には、一人につき、二人つゝの警備者を附け置くなり、(義) 在囹圄とは、獄中に在るをいふ、既に其身を禁したれば、防援に及はず、事に臨み酌量して、警備者を配し、守當に堪へしむべしとなり、

在京者取物部及衛士宛

謂三府衛士也、

一分物部、三分衛士、在外者取

當處兵士分番防守

謂此亦爲兵士立文、

(謂) 三府とは、左右衛士府、衛門府等なり、此亦爲兵士立文、分番防守は、兵士に付て云ふ、物部衛士には拘はらすとの意なり、亦一本に止に作れり、

(考證) 三代實錄云、貞觀五年七月廿六日丙辰、囚獄司著鈇囚人、毆傷防援、右兵衛百濟豐國、于時以左兵衛二人、右兵衛二人、爲左右囚人防援、囚人等私發憤、悉遂成此亂、

凡流移囚、在路有婦人產者

謂配流婦人產子者也、

并家口給假廿日

謂流移之人、妻妾及

從人在路產子者亦給假廿日其同配之囚亦皆從產者停待假滿同行也

前に云ふ婦人は罪ありて配流せらる、者をいひ、後に家口とあるは、流移の人の妻妾をいふ、共に途中にて出産あらば、廿日の滞留を聴さる、但し同行せし他の囚人も、此事により同じく止まりて、廿日の滞留を待つとなり、家女とは、家人の婦女なり、共に是れ産後の療養の爲め、滞留を聴さる、者なるに、かく良賤の別により、其日數に甚しき差異あるは、今人の目にては、いかに見るらん、

若身及家口

謂皆據行人無限良賤也

遇患或津濟水長不得行者並經隨近國

司每日檢行堪進即遣

若し流移の本人が、其家口の中に患者有るか、又は途中の津濟出水に依り、通行なり難き時は、隨近の國司に經れ届けて滞留す、其間は國司より官吏を遣して、毎日檢行せしめ、病も愈え、出水も引て、進行に堪たらば、即ち發遣せしむ、

若患者伴多不可停待者

謂猶云患者之徒伴衆多不待此唯據流移人家口者非假有流移囚三人一人疾患而二人不患者二人

前行若二人疾患而一人不患者一人停待之類也

所送使人分明付屬隨近國郡依法將養

謂法者下

條獄囚有疾病者給醫藥救療是也

待損即遣遞送

謂不差專使唯軍教領送也

若し患者の同行人多くして、其れにより徒らに無病の者を滞留せしむる事の都合ならば、送りの使人、其由を分明にし、隨近の國郡に囑托して、醫藥を給せしめ、少し快方になりたらば、其國の大小數の内を以て、部領せしめ、國送りとす、(義) 此唯據流移人云々、此本注の文は、流移の本人にのみ係りて、家口には及はずとなり、假有流移囚三人云々、これは實際上處分の爲め、解を下したり、

(考證) 孟子滕文公下云、孟子曰、丁有入曰攘其鄰之雞者、或告之曰、是非君子之道、曰請捐之、月攘一雞、以待來年、然後已、超岐註云、知攘之惡、當即止、何可損、少月取一雞、待來年乃止乎、(御風依之、按損少愈也)

若祖父母父母喪者給假十日

謂從流移人在路喪亡者即夫喪亦同依下條夫喪與父母同故也

家口有

死者三日家人奴婢者一日

若し流移人の同行せし祖父母父母途中に死せば、十日の滞留假を給はりて、喪事を行

はしむ其他の家口には三日家人奴婢には一日按するに流移の人は必ず妻妾を従はしむへき旨前條に明文あれど祖父母父母の事はなしこれは前條に應従家口ごある中に罷たるか然れども此次の第廿二條に據れば祖父母父母在郷の文ありされば此親族は從へて行くとも又は郷に遺すとも隨意なる事と覺ゆ(義)即夫喪亦同云々此れは類例を擧たるなり

凡流移人未達前所而祖父母父母在郷喪者當處給假三日發哀其徒流在役而父母喪者謂在郷喪者其從在配所喪者亦同此法給假五十日舉哀祖父母喪承重者亦同

流移の人前所に達せざる途中にて郷里なる祖父母父母死たりと聞かば聞たる處に三日停りて哀しみの聲を發せしむ又徒流の人配所にして郷里の祖父母父母の喪を聞かば五十日の假を給はりて哀聲を擧けしむ○按するに第廿一條にいふ祖父母父母は流移の人の同行したるものなり故に途上たりと雖も十日の假を給ひて葬送等の事を行はしむ此條なるは同行せざる者にて所謂聞忌なれば三日の假を給ふさて役中に於ての聞忌は五十日の假を給ひ哀禮を行へとも常人の如く一年の喪を行ふ

事は能はざるなり承重とは所謂嫡孫承祖の者なり

謂依律流移人至配所祖父母父母老疾應侍合居作者聽親終三月然後居作是即侍老疾者自依彼律而不侍之人然依此令立法各異未可同執也

名例律に八虐に非る流人の祖父母父母年八十以上又は篤疾戸令にみゆならば配所へ遣はさず親歿して三月の後眞配すこれを權留養親といふ此義解に云ふ所は假令配所へ至りたる身なりとも祖父母父母は八十の年となり又は篤疾とならば立歸りて親を養ひ歿して三月の後役所に立還るへしこれ律意は在留養親の者に依り令意は然らざる者に依るとなり○これは祖父母父母に侍すべき罪人と然らざることを區別し異例を示す

二等親七日並不給程謂不聽出禁所其雖父母喪然不得從喪即除條稱不給程者皆准此例

二等親は祖父母嫡母繼母伯叔父姑兄第姊妹夫之父母妻妾姪孫子婦等なり徒流の人配所にしてこれ等の喪に會はゞ七日の假を給ふ○並不給程とは喪を行へばとて禁所より外へは出さざるをいふ(義)即除條云々第廿三條第四十八條にも此文あり

(考證) 名例律云、凡犯死罪、非入獄、而祖父母父母老疾應侍、家無二等親成丁者、上請犯流者、權留養親、謂非會赦猶流者、不在赦例、仍准同季流人、未上道限內、會赦者、從赦原、課調依舊、若家有進丁、及親終三月者、從流、計程會赦者、依常例、即至配所、應待合居作者、亦聽親終三月後居作、

戶令云、凡年八十、及篤疾、給侍一人、云々

凡婦人在禁臨產月者、

謂家女及婢亦准上條給假七日也

責保聽出、

謂聽出禁所也

豫て懷妊したる婦人、獄舍禁所に在て、産月に臨みなば、郷里の組合の内保より、證人を立て、獄舍を出すを聽るす、今世にいふ保釋なり、

(考證) 公式令云、凡須責保者、皆以五人爲限

死罪産後滿廿日、流罪以下、

謂文云、並即追禁、即知杖罪以上也、云々

産後滿廿日、並即追

禁、不給程、

死罪と見認たる者は、産後廿日を経、流罪より以下は、卅日を経て、禁舍へ還らしむ、共に獄舍へ還りて後は、禁所を出す事なし、

問、流移之人、當上道時、妻妾臨産月、如何、答、案上條、流移、因在路、有婦人産者、并家口、給假廿日、即有在路、給假之法、而無停産待家之文、雖是臨月、猶須配下也、

此義解は流移の人の妻妾配所へ進發せんとする時、産月に臨みたるも、進發を停むる理なき問答を記したるものにて、法家の心得なり、○此義解原本は、前文の文云々との條に續きたり、今截判してこゝに收む、

凡婦人犯死罪、産子無家口者、

謂雖即家奴婢、亦同家口例也

付近親收養、無近親、付四隣、有欲養爲子者、雖異姓、皆聽之、

近謂

親四隣之外、欲養爲子者、既非兄弟之子、依法、不須資蔭、其本色不同者、皆不聽養

近親とは三等親以上をいふ、異姓の子を養ふは、律に罪條ありと雖も、本文にいふ所の如きはこれを聽す(義) 既非兄弟之子云々、選叙令に凡爲人後者、非兄弟之子、不得出身とみゆ、父祖の位に依りて蔭を得る事は、甥を以て養子とする外は、能はず、其本色不同

こは良賤はいふに及ばず、雜戸と白丁と違へる類をいふ。○此の義解は本文の餘意な

し。
〔考證〕戸婚律、法曹至要抄、文保記所引云、即養異姓男者徒一年、異姓男本非族類、違法收養、以故徒一年、養女者不坐、與者笞五十、其違棄小兒、年三歲以下、雖異姓、聽收養、即從其姓。

凡公坐相連右大臣以上、及八省卿、諸司長、並爲長官、大納言、及少輔以上、諸司貳皆爲次官、少納言、左右辨、及諸司、糾判、皆爲判官、諸司勘署皆爲主典、

公坐相連とは、官人の公事により罪を得たる時、同僚の連坐するをいふ、其坐法は長官次官判官主典に、四等の區別を立て、首より第四従まで、罪の高下を定む、たとへば首杖一百ならば、第二従九十、第三従八十、第四従七十と、次第に降るなり、悉しくは義解を考ふべし、是は諸官に涉る義なれば、此條に於て、かく四等の別を制したり、○諸司糾判とは、諸官のジャウは、すべて官中の糾判を掌る故かくいへり、○諸司勘署とは、主典は公文を勘へて、擔任者の證に、其公文へ己れの名を署する自筆にて書くをいふ、故かく云

へり、

謂依律、同司犯公坐者、即爲四等連坐、各以所由爲首、假令外記檢出有失者、外記爲首、少納言爲第二従、大納言爲第三従、右大臣以上爲第四従、之類、即左右辨二局、不相連、及若左辨有公坐者、即外記右辨、亦不相連坐、但大納言以上、是通攝之官、故於此三局、皆爲次官、長官、其中務管、監物、刑部管、判事、如此之類、亦不相連、若事發、監物判事者、其人爲首、省司、預事爲従、

これは四等連坐の解を、太政官を以て例としたるものにて、外記は官中の稽失を檢出する職掌なれば、其檢失に付て失あるは、即公罪なり、因て外記を首とし、少納言を第二従、大納言を第三従、左右大臣を第四従と、逆に上官へ及び、大臣過失有し時は、順に下官へ及び、又唐律の例に據て考れば、少納言過失ある時は、首となり、大納言は第二従、大臣は第三従、外記は第四従となる、大納言に過失有し時も、これに準ずべし、○即左右辨二

局不相及、同じ太政官の官人なれども、此二局の人は上に云ふ人等に連坐せず、但し大臣と大納言とは、三局(左右辨局、少納言局)に通攝せる長官次官なれば、辨官局の人、過失有し時も連坐す。○其中務省管監物云々以下は、被接官の過失は、本省の管人まで連及せず、但し省中にて、其事に預りし者は連坐するなり。○此義解は、本文の意を解釋せる因に、傍例に及ぼしたり。

(考證) 唐名例云、同職犯公坐者、長官爲一等、通判官爲一等、判官爲一等、主典爲一等、各以所由爲首、註云、若通判官以上、異判有失者、止坐異判以上之官、疏議云、同職者、謂連署之官、公坐謂無私曲、假如大理事斷事有違、即大卿是長官、少卿及正、是通判官、承是判官、府史是主典、是爲四等、各以所由爲首者、若主典檢請有失、即主典爲首、函爲第二從、少卿二正爲第三從、大卿爲第四從、即主簿錄事亦爲第四從、若由函判斷有失、以函爲首、少卿一正爲第二從、大卿爲第三從、主典爲第四從、主簿錄事、當同第四從。

凡因父祖官蔭、出身得位、父祖犯罪者、子孫不在追限、若子孫復除名者、後叙之日、即從無蔭法。

父祖五位以上、又は三位以上なる人、年廿一に至り、既に位に叙せられ、出身したる者は、

其父祖除名の罪を犯したりとも、子孫の位は追せられず、若し其子孫も復除名の罪を犯したらば、其六年の満期に及びて、又出身する時は、父祖の蔭によりて、位に叙する法(選叙令)に據らずして、除名限滿の法(選叙令)に據るなり。

謂文云、後叙之日、即恐未至之間、猶爲有蔭、是准法、資蔭已絕、即須從無蔭法。

未至之間とは、六年の後、後叙の日に至らざるをいふ、これは除名すれば、たゞちに無蔭の者となる義を辨せり。

其父祖因犯罪降叙者、亦從後蔭叙。

父祖たる者、免官等の罪を犯し、其年又は三年の後に先位に數等を降して叙せられたらば、其子孫は後に叙せられたる位に依りて、蔭位に叙せらるゝなり。○按するに、前に子孫不在追限とあるは、既に蔭位を賜はりたる者に依りて云ひ、此に從後蔭叙とあるは、未だ蔭位を賜はらざる子孫に依りて云ふなり。

謂凡除名子孫、於法蒙父祖蔭、若父祖復犯罪、免官等罪、降叙者、子孫即從降叙之蔭、故云亦從後蔭叙、其三位以上、除名限滿、

勅授五位以上者亦是爲降叙若元位雜任犯罪之後猶依舊入色准據律令終無還本色文故也

其三位以上云々三位以上の人除名を犯し六年の後叙位すべき時は勅名を以て後叙の位階を定むる由選叙令にして別例なれば勅定を以て五位以上に叙せられたらんに其子の蔭位は亦降叙の例に従ふ○若元位雜任犯罪之後云々これは蔭位ある程の身分ならざる六位以下の子の諸官の雜任たる者をいふ依舊入色とは諸官の史生伴部舍人の類は罪を犯し刑に當らるるの後舊官に復すをいふ無還本色之文本色とは従前の身分をいふ

凡官人因犯罪移配謂避離移郷也及別勅解見任若本罪不合除免及官

當者位記各不在追例

謂若合除免官當者自依除免官當法也上條制出仕之年限此條立不追位之法也

官人移郷の罪を犯したるか又は勅命を以て解官したる者は位を追せず但し除名免官官當の罪に當りたる本罪者ならばやはり位記を返上す義移郷者の難ある事は第十一條の解を參看して知るべし上條とは第十七條をいふ其條に別勅を以て特に流罪となりたる者は三載の後出仕を聽すとあるを指せり

凡犯罪應除免及官當者奏報之日除名者位記悉毀

除免は除名と免官なり○奏報とは勅許あるをいふかある官人の重罪は奏聞して勅許を受ける事なり公式令參看すべし○除名者位記悉毀名例律に凡除名者官位勳位悉除課役從本色六載之後聽叙とあり

謂猶云奏報之時也依公式令犯罪解免者解免之司報元任授是即奏報之後未毀之前錄報於元任授其已毀之後所司自知不可更報也

(考證)元任授とは公式令云凡任授官位者謂太政官任主典以上及中務授五位以上式部授六位下之類也所任授之司皆具錄官位姓名任授時年月貫屬年紀造簿其任官簿除貫屬年紀官人連署印記若有轉任身死及事故以理去任者即於簿下朱書注之其有考解及犯罪除免者解免之司謂解司者式部免司者刑部假如准考應解者式部錄狀申官待符報乃造解簿又犯罪應除免者刑部斷定申官奏報畢既造免簿之類但五位以上式部不得定其考第若應考解者亦太政官爲解司也亦錄解免之狀准前造簿仍錄報元任授謂式部錄報太政官及中務刑部錄報中務及式部也除注簿案

免所居官者、唯毀見當免及降至者、位記、降所不至者、不在追限、

官當とは有位の人罪あれば位記を返上して罪を贖ふをいふ其返上の差別は考證をみて詳にすへし、免官は先づ位記を返上し、三載の後先位に二等を降して叙せらる、免所居官は先づ位記を返上し、若し兼て勳位を帯する者は勳位は返上せず、非年の後先位に一等を降して叙せらる、○見當免とは、現當現免の二事にて、官當によりて、贖罪に當つべき位階を現當といひ、免所居官によりて返上すべき位階を、現免といふ、○降至とは免官者の、三載の後先位に二等を降して叙せらる、其二等の位階をいふ、悉しくは義解に據て覺るべし、○降所不至とは、免官者三載の後に叙せらる、位階をいふ、これは返上せず、悉しくは考證の下に擧たる圖をみて知るべし、○右の如くなれば、見當は官當見免は免所居官降所不至は、免官に係る稱と知るへし、又此名稱に官と云へるは、皆位階の事なり、位ある者は概ね官あるにより、唐制にたゞ位といふべきを、官位と記して、勳位と對し、又直ちに官當免官なども云へり、律令を見る者、先づ此義を心得ざれば思ひ惑ふべし、

謂見當免者、假有正七位上、犯徒一年半、例減一等、以一官當徒一年、即正七位上、是爲見當、若犯免所居官者、其年之後降先位一等、叙、即正七位上、亦是爲見免也、

これにて、見當見免の事能く分解すべし、○例減一等とは、名例律に七位及び勳六等以上、流罪以下を犯さば、一等を減せよとみえたる是なり、即ち徒一年半の一等を減すれば一年なり、

降至者、假有正七位上、更復有歷任、位記、此犯免官者、三載之後、降先位二等、叙、即正七位上、是爲見免、正七位下、是爲降至者、從七位上、是爲降所不至者、故律云、降所不至者、二等之外、歷任之位、是其免官一法、唯有降至、自餘官當等、更無降至者也、

歷任位記とは、下等より昇進して、位記を多く持たるをいふ、○此段の意は、正七位上の犯人ありて、免官に決したる時、其始の出身、從七位上か、若しくは其下階より歷任して

昇進したる者ならば、

正七位上(見免) 毀位記

正七位下(降所至) 同上

從七位上(降所不至) 則三載之後降二等叙者

右の如し、因て名例律に、降所不至と云へるは、正七位上下二等の外、猶歷任したる、從七位上の階を指すとなり、○其免官一法、唯有降至云々、免官には右の如く、先位に二等を降す法なれば、降至降不至の差別あれば、免所居官官當は、非年の後、先位に一等を降せば、此差別なしとなり、

(考證) 除名、名例律云、凡除名者、官位勳位悉除、課役從本色、謂出身以來、官位勳位悉除、無蔭同庶人、有蔭從蔭例、故云各從本色、又依令除名未叙人、免役輸庸、不在雜徭及點防之限、六載之後聽叙、

○官當 名例律云、凡犯私罪、以官當徒者、私罪、謂私自犯、及對詔詐不以實、受請枉法之類、一品以下三位以上、以一官當徒三年、五位以上、以一官當徒二年、八位以上、以一官當徒一年、若犯公罪者、公罪、謂緣公事致罪、而無私曲者、各加一年、當以官當流者、三流同、比徒四年、其有二官、謂官位爲一官、勳位爲一官、先以官位當、次以勳位當、行守者各以本位

當、仍各解見任、若有餘罪、及更犯者、聽以歷任之官當、歷任謂降所不至者

○免官法曹至要抄云、先解退所居官位勳位、

○免所居官法曹至要抄云、先解退所居之一官、

應毀者並送太政官毀式部案注毀字、謂令元授司乃注毀字以太政官印印

毀字上

罪人の位記へ毀字を書し、其上へ太政官の印を捺すなり、(義) 元授司、即ち式部省兵部省をいふ、本文に式部とあるは略文にて、兵部省も又關るべき事疑なし、又五位以上の勅授には、中務省も關る故、其省の授案にも、毀字を注すへきなり、○稿本に式部案注毀字の六字を大字とす、今山田以文の説に従て小字本注とす、○又稿本に以太政官印印毀字上の九字を小字本注としたり、今舊板本に従て大字本文とす、

(考證) 毀位記、延喜刑部式云、凡應毀罪人、位記者、省收位記申送、辨官、官以位記返付省、更定日申官、其日悉錄與中務式部兵部等省、共就太政官、三省錄各持位案、案、刑部錄持位記、宮、共入列立庭中、北而東上、大臣命召、稱唯就座、辨官申可毀位記之狀、訖、即刑部錄以位記宮進付外記、外記申云、毀位記若干枚、大臣命毀之、稱唯毀畢、錄進取位記宮復座、

○令義解講義

○儀式云、毀位記儀、刑部省預收罪人位記、申送辨官、官以位記返付於省、更定日申官當、日申尋常政、訖少納言辨大夫外記史、率式部(毀)武官位記、率兵部、毀女位記、率中務、下亦做此、刑部等省丞錄各一人共就版(式部丞錄執位記案、刑部錄執犯人位記、若三省共毀令納一篋)、外記史生持印盤立史前、少右避立、不正當史前、式部史生持視篋立於丞後、大臣喚少納言已下、依次稱唯(但)史生等不稱唯、各就座、(初納言辨)就座訖、外記史生費印盤趨置机上、而開設之、其間外記史趨而就座、訖外記史退出、式部史生以視篋趨進置丞前、而退出、手時弁大夫申云、其官姓名我位記可毀事申給止、申、即刑部錄以位記篋授之外記、執而進、大臣就于印盤邊座、大臣覽訖、外記趨取位記篋、就印盤所捺篋而立、敬待書毀字畢、式部丞申云、位記案爾毀字書久、大臣宣書介、丞稱唯書毀字、訖外記唱史生名、史生稱唯趨進立盤所、式部錄持位案篋趨授於外記史生、即史生申云、毀字爾印捺須、大臣宣捺世史生稱唯捺之、捺印之間、式部史生更參入各執視篋退出、捺印已了、史生申云、印捺都大臣無答、式部錄進而取位案篋、復本座、外記若干枚毀留、大臣宣毀禮、外記稱唯毀訖、式部錄趨進取毀位記篋、復本座、外記史生執印盤而退出、次六位已下、自下退出、次五位以上退出、

凡犯罪應除免官當者、不得釐事及朝會、其被勅推、雖非官當

除免、徒以上、不得入內、謂登事朝會、並亦不可得依律有官犯罪、无官事發、流罪以下、應以贖論、是為非官當、徒以上、其過失疑罪、元非正刑不在制、限也、

除名免官官當の罪人を判決したならば、其官人は官衙へ出て、事務を釐むる事を止め、又朝廷の公事節會に參る事能はず、○其被勅推云々、勅命を以て吟味せらる、犯人は、官當除免の罪には當らずとも、徒以上の重罪と見認めたらば、參内を停むることなり、(義)依律有官犯罪云々、これは官當に非る徒以上をいふ文の例を挙げたるなり、○其過失疑罪云々、律にいふ過失殺傷人罪と疑罪とは、制の限に入らざれば、本文にいふ禁止の事なし、

(考證) 依律有官犯罪云々、名例律云、凡無官犯罪、有官事發、流罪以下、應以贖論、註云、謂從初位及庶人、而得八位以上位記者、不以官當除免、犯八虐及五流者、不用此律、○荷田在滿云、按非官當之徒以上、不限之、假令三位以上、犯公罪徒三年、私罪徒二年半、五位以上、犯公罪徒二年半、私罪徒一年半、八位以上、犯公罪徒一年半等以下、留官收贖、是徒以上、而非官當者也、

○其過失疑罪云々、圖詠律云、過失殺傷人者、各依其狀、以贖論、斷獄律云、疑罪、各依所犯、以

賤論云々、雖徒以上不官當也。

其三位以上非解官以上者

謂雜犯死罪、會赦解任、是爲解官、其四位以下、雖杖罪、應解官者、不合入內。

仍聽釐

事、朝會及入內供奉

三位以上は特別なれば、解官以上の重罪と判決せざる限は、事務朝會參内等を停めず、
〔義〕 雜犯死罪は、虐にあらざる死罪なり、荷田在滿は、此解所謂解官蓋除名也といへり、
其說悉し、今此に略す、○其四位以下云々、八位以上の杖罪は、贖を聽す事、名例律にみゆ、
此にいふ所は、杖罪の如き輕罪たりと雖も、解官する旨なるは、若しくは賄賂罪の類に
や、猶考ふへし。

凡犯罪事發、有賊狀露驗者、雖徒伴未盡、見獲者、先依狀斷之、

謂依律共犯罪、逃已法斷也。

盜賊又は詐欺取財の犯人、たとへば甲乙兩人有しが、事發はれて甲は召捕られて、乙は
未だ天網に罹らざるを、徒伴未だ盡すといふ、然れども賊狀の跡明白ならば、先づ捕獲
したる者のみを、其狀に依て裁斷せよとなり、かゝる時に、或ひは捕獲者より、逃亡人を

稱して首とせんに、首從の別明らかにならざれば、先づ捕者を從罪に決し、後に逃亡
人を獲たる時、其者從たる事明らかならば、更に裁斷すべき事、考證に引ける唐律の文
をみて知るへし、〔義〕 依律共考罪云々、考證に悉し、

〔考證〕 唐名例律云、諸共犯罪、而有逃亡、見獲者稱亡者爲首、更無證徒、則決其從罪、後獲
亡者稱前人爲首、鞠問是實、還依首論、通計前罪、以充後數、疏議云、假有甲乙二人、共詐欺
取物、合徒一年、甲實爲首、當被捉獲、乙本爲從、遂即逃亡、甲被鞠問、稱乙爲首、更無證徒、即
須斷甲爲從、科杖一百、是名決其從罪、後捉獲乙、稱甲爲首、鞠問甲稱是實、還依首坐、科徒
一年、甲是庶人、前已決杖一百、即須以杖答贖、直準減徒一年、一年徒、贖銅二十斤、一百杖
贖銅一十斤、以十斤杖銅、減半年徒罪、餘徒半年、依法配役、甲若單丁、前已決杖一百、今既
處徒一年、合杖一百二十、即須更決二十、通計前杖、以充後數。

自外從後追究

謂召徒伴爲追也、推事狀爲究。

自外とは、未だ捕へざる徒伴をいふ、先づ捕者に因て裁斷を定め、其後逃亡人を追し、捕
へ獲て更に事狀を推究せよとなり、○從後の二字を、稿本にはシリヘヨリと訓みたれ
ど、ノチニと訓まん方穩當なるべし。

凡犯罪未發及已發未斷決逢格改者謂依律官當收贖未斷死及笞杖未決是也文云未斷決若已斷決者自

合依格前也若格重聽依犯時若格輕聽從輕法
格とは時によりて法制改まり更に頒布となるをいふこ、は犯人の罪未發なるか又は已發なるも未だ裁斷前なる時格文頒布に逢たらば格前の法よりも重罪に當ると思はゞ格前に犯したる時の法に従ひ若し新格の法の方輕くば其法に従ふを聽すと
なり到底罰は輕きに從ふ義なり(義)依律官當收贖未斷死云々これは已發未斷決の解なり○文云未斷決云々已に斷決して有るならば格前の法に依るべしと念の爲め解を加へたり

○唐名例律云諸犯罪時雖未老疾云々條疏議云又依獄官令犯罪逢格改者若輕聽從輕依律及令務從輕法

凡告言人罪非謀叛以上者皆令三審謂凡告言人罪皆當依實若其虛妄者自得反坐故令其反覆欲其自盡

從初至三故謂之三審其未至三而有更悔者亦無罪法也
凡て人の罪を告訴する者ある時八虐の謀反謀大逆謀叛にあらずは先づ官吏より訴

人に對し汝が言ふ所虛妄ならば反坐の罪を得べし(反坐とはたごへば人を流罪に當る罪なりと告訴したるが若し虛妄なる時は其人を流罪とするをいふ)故に必ず實に依るべしと論す事三度に及ぶを法とすこれを三審といふ(義)故令其反覆欲自盡或ひは訴人の強て人を誣るに非るも心得違ひ見込み違ひの有らんも計り難ければ反覆と數度勘考せしめて心残りなからしむるを欲其自盡といふ○其未至三云々三審の中に訴人告狀の事實に違へるを知り悔ひて自首する者は罪なしとなり

(考證)唐六典六云凡告言人罪者非謀叛以上皆三審之應受辭牒官司並具曉示虛得反坐之狀每審皆別日受辭若有事切害者不在此例

應受辭牒官司謂判官以上是也並具曉示虛得反坐之狀每審皆別日

謂可以一文牒告言不須每審有文牒又初告之日文牒已入曹司其後二審直以口告受辭官人同牒後別日署記也

是よりは其三審の次第を制めたり最初告人より辭牒を受けたる判官以上の官人告者に告る所虛ならば反坐の罪を得べき理を具に論す事日を別にして三度に及ぶ○辭牒辭は無位より上る書牒は有位よりなり義解に受辭とのみ有るは牒を略せるなり(義)可以一文牒告言云々かくの如く三度の審有りと雖も文牒を出すは最初訴へ

出し時のみにして、後の二審には、直ちに口を以て申し立て、受辭の官人牒の奥に取調へたる日を記し、官人の名を署するなり、

(考證) 圖訟律云、誣告人各反坐、

受辭官人於審後署記、審訖然後推斷、若事有切害者不在此例、

受辭の官人審の日別に告牒の奥に、其次第を記し、自己の名を署し、三審訖ての後、告訴の狀を推斷す、然れども、若し人の害を爲す事、切迫なる類を告る狀あらば、三審を待たず推斷するなり、

切害謂殺人、賊盜逃亡、

謂賊者劫囚之類、其殺人者不論先後、盜及逃亡者、不問輕重、皆是若殺家人奴婢、准律亦比竊盜也、

若強

奸良人、及有急速之類、

謂假如盜決堤坊、及欲放永火、以燒漂人家之類、事情急速、應追捕者皆是、凡此二事、欲其未行之前、以時防遏、故爲急

速、若其已然之後、不須更復爲切害、雖即已行而餘緒浸淫、猶應爲害者、然爲急速也、

此本注は、切害といふ事の解にして、人殺し強竊盜囚を切ふ賊、強奸其他總て急速に、人

の害を爲す類を謂ふなり、(義) 其殺人者不論前後云々、人殺しは現今已往を論せず、逃亡者は其行爲の輕重を問はず、皆切害とす、○若殺家人奴婢云々、これは賤民を殺したりとも、猶切害に入るを明かすなり、

(考證) 賊盜律云、凡畧人、畧賣人、爲奴婢者、遠流、爲家人者、徒二年、爲妻妾子孫者、徒二年、半未得各減四等、和誘者各減一等、又云、凡略奴婢者、以強盜論、和誘者、以竊盜論、各罪止中流、(義) 凡此二事、欲其未行之前云々、堤防を決ち人家を燒き漂さんと欲する者ある時は、未た行はざる前に妨き遏むべきにより、急速といふ、もし已に行ひ訖て後ならば、切害と爲すべからず、但し已に行ひ訖りたる後なりと雖も、其害の外地まで浸淫するが如き狀あらば、亦急速とすべし、

其前人合禁告人亦禁、

謂告人禁法亦准前人、若有不同者、各依本法、其隣伍告者、無心陷入罪、唯告事發狀、故不在禁限、 **辨定**

放之、

前人とは、被告人をいふ、被告者を禁獄すべき時は、告人をも亦禁獄し、推斷の後、告人の無罪なる事を辨定せば、禁を放るせとなり、(義) 若有不同者云々、不同とは身分の異なるをいふ、告人にもせよ、被告人にもせよ、有位の人又は年老者の類は、禁法に違ふ事

あれば其れに依るべしとなり第三十九、四十二條を參看すべし、○其隣伍告者云々被害者の隣伍に住む者より前に云ふ急速の類を訴へ出たるは、人を罪に陥し入る、心よりしての所爲にあらず、全く被害の發れる狀を告たるものなれば、禁獄に及ばずとなり、

凡告密人皆經當處長官告

謂密者謀叛以上依律非謀反逆叛應密之事而妄言有密故其案下文及律指斥乘輿及妖言惑衆

亦爲密例也當處者有密之處也

長官有事經次官告

謂若無次官亦告比界也

若長官次官俱有

密者

謂此皆據國司故下文云應與餘國相知者所在國司准狀收掩也

任經比界論告

謀叛以上の類の起るべき秘密の大事あらば先づ其事の起らんとする地方の長官に告訴すべし若し長官事故ありて訴へ難くば次官に告ぐべし若し長官次官共に其秘密の事に關係有らば比界の國司に經れて其事を論せよとなり此條は地方の官人に依て文を立てたり(義) 准狀收掩也掩は説文に斂也とあれば收と同義にして召捕の事なり故に唐律には收掩を收捕に作れり

(考證) 唐六典六云告密有不於所由掩捕則從近也謂告密人皆經當所長官告長官有事經佐官告長官佐官俱有事者經比界論告若須有掩捕應與餘州相知者所在準法收捕事當謀叛已上馳驛奏聞且稱告謀叛以上不皆言事意者給驛部送京其犯死罪囚及緣邊諸州鎮防人等若犯流人告密并不在送限

○依律非謀反逆叛應密之事云々 唐詐僞律云諸對制及奏事上書詐不以實者徒二年非密而妄言有密者加一等疏議曰非密而妄言有密謂非謀反逆叛應密之事而妄言有密加一等

○其案下文及律云々 名例律八處中大不敬條云指斥乘輿情理切害

受告官司准法示語

謂准三審之法示語虛得反坐之狀但事意切急不可延時日故立即示語至三而止是爲准法示語其三示已訖事如

誣妄即反坐之科當依恒法若未至三而引虛者亦自依非密而妄言密之律也

確言有實即禁身據狀檢校

謂檢校猶勘問也

告訴を受ける官人は前條の法に准して三審を行ふに訴る所確實なりと陳して變動する事なくば訴人を禁囚し訴狀に據て檢校せよとなり在滿云不云依法云准法也○故立即示語至三而止 かのる大事件の訴なれば訴たる日直ちに三審す○立を舊刻本

搆本共にタチナカラと訓たれど、タチトコロと訓まん方宜しかるべし。

若須掩捕者即掩捕

謂若賊類衆多、須待人兵、如此經略、不即掩捕、故云應掩捕者即掩捕、即依律官司承告、不即掩捕、經一日者、各與不告

罪同、若事須經略、而

應與餘國相知者、所在國司、准狀收掩

謂捕亡令云、若力不能制

者、即告比國比郡是也

被告人を直ちに掩捕し得へくは、掩捕すべし、若し賊徒の勢力強くして、掩捕し難くば、隣國隣郡の司と相知り告を受けたる國司郡司等、其狀に従ひて收掩せよとなり(義)若賊類衆多云々、これは本文に應掩捕とあるを衍義せるなり、○經略とは俗にシタクと云ふが如し。

(考證) 唐開元律云、謂知謀反及大逆者、密告隨近官司、不告者絞、知謀大逆、謀叛不告、流罪二千里、知指斥乘輿及妖言不告者、各減本罪五等、官司承告不即掩捕、經半日者、各與不告罪同、若事須經略、而違時限者、不坐、疏議曰、云々、若經半日者、謂五十刻、即須經略、謂人衆既多、須得人兵器伏、如此經略、以故違時限、失罪人者、不坐云々

事當謀叛以上、雖檢校、仍馳驛奏聞

謂雖檢校未訖、仍且奏聞、有密之事、及發兵之狀、其承告之處、依捕亡令、唯奏

開發兵之狀也

捐斥乘輿及妖言惑衆者、檢校訖、總奏

謂依律捐斥乘輿、情理切害、即非有切害、不可入密例也

告訴の事、八虐中の謀叛以上に當らば、檢校いまだ訖らすと雖も、密事及び、發兵の狀を、馳驛を立て、京へ奏聞す、但し聖上(乘輿)を誹謗し奉り、(指斥)其情理によりては、甚た世道の害となるは、八虐の大不敬の中たりと雖も、謀叛等に比すれば、輕きにより、全く檢校濟みの上にて、奏するなり、妖言とて、奇怪なる言を云ひ觸して、衆人を惑はせる者も亦同し。

(考證) 依捕亡令、捕亡令云、凡追捕罪人、所發人兵、謂人夫及兵士也、皆隨事斟酌、使多少、堪辨其當界、有軍團、謂當郡之內、有軍團者也、即與相知、隨即討撲、謂撲者、擊也、若不能制者、即告比國比郡、得告之處、審知事實、先須發兵、相知除翦、仍馳驛申奏、謂得告之處、錄發兵狀、申奏、即本發之處、依獄令、申奏也、依律、寇賊卒來、欲有攻襲、即反叛、若賊有內應、急須兵者、得便調發、故知馳驛之色、據此爲限也。

○指斥乘輿云々、名例律云、八虐、六曰大不敬、本注云、指斥乘輿、情理切害、此謂情有缺

望、發言謗毀、指斥乘輿情理切害者、若使無心怨天、唯欲誣搆人罪、自依反坐之法、不入八
虐之條、

○職制律云、凡指斥乘輿情理切害者、斬、謂言議乘輿、原情及理、俱有切害者、言議政事乖
失、而涉乘輿者、上請、謂論國家法式、言議是非、而因涉乘輿者、與指斥乘輿情理稍異、故律
不定刑名、臨時上請、非切害者、徒二年、謂語雖指斥乘輿、而情理非切害者、

承告掩捕者、若無別狀、不須別奏、謂假承告、追捕謀叛、而實是謀叛者、不可更
別奏、若得謀大逆者、仍合別奏之類也、

告を承て謀叛の犯人を掩捕したる鄰國の國司は告の如く謀叛ならば只出兵の旨を
奏するまでに、別奏に及ばざれど、若し其實謀大逆にて有し時は、別奏すべしとなり、

其有雖稱告密、示語確不肯導、謂直云是密不吐事狀即依
律口稱有密下辨仍執是也 仍云事須

面奏者、受告官司、更分明示語、謂先已三示、後亦三示、爲其確執不
道事狀、故分明更語、示乃過恒例也、 虛得

無密反坐之罪、謂無密者、律云非密、而妄言、有密是也、
反坐者、律云誣告謀反及大逆等是也、 又不肯導事狀者、

禁身、馳驛奏聞、謂留身所在
錄狀奏聞也

告訴者は、只密事の告をのみ稱して、事狀を吐かず、屢々問はれても、確守して言ふを肯
んせず、只上京し至尊の御前に於て、奏問すべしと云ふに依り、官司再び汝の言虚妄な
らば、律に云ふ無密反坐の罪を得んと云ひ、聞かすれども、猶言ひ肯んせざる時は、本人
を禁囚し、馳驛を立て奏聞し、勅裁を請ふ、(義) 先已三示後亦三示、此文に據れば、か、
る時に至ては、再び三審を行ふ例とみゆ、

(考證) 依律口稱有密云々、唐詐譎律疏議云、其有已陳文牒、問始承虛、或口稱有密、下
辨仍執、於後承妄者、云々、○無密者、妄云非密、而妄言有密、此律は第 條の考證に引
けり、○反坐者、律云、云々、唐圖訟律云、諸誣告謀反及大逆者、斬、從者、絞、若事容不審、原
情非誣者、上請、若大逆謀叛不審者、亦如之、

若直稱是謀叛以上、不吐事狀者、謂雖稱是謀叛以上、而不
罪人姓名及謀計事狀也、 給驛差使

部領送京、若勘問不導事狀、因失事機者、與知而不告同、

又謀叛以上の罪人の告訴なりと稱すれども、罪人の姓名をも、謀計の事狀をも言はざ
る時は、驛鈴を給する使を差し、告人を部領して京へ送る、○若し告人を勘問すれども、
事狀を言はざるに依て、重罪人を追捕する機會を失は、謀反及び大逆の類を知れど

も告げざる罪と同じき刑に行はる、猶此事は前文の考證に引ける、唐圖詔律の文をみて詳にすべし、

其犯死罪囚、及配流人、告密者、並不在送限

謂依律、囚告密者、禁身領送、即知謀叛以上、得告、餘罪不

聽告舉也、配流人者、上道以後、六載以前而負流名者也

應須檢校、及奏聞者、准前例

謂據狀檢校、及馳驛委、聞、并留身奉聞等類、皆

准上文、故云、准前例

死罪を犯して禁囚せられたる者、及び配流となりたる者、密事を告訴して、前文の次第に至りたる時は、京へ送らず、只狀に據て檢校し、馳驛して奏聞し、身を其地に留めて、奏聞する等の事は、皆上文の例に准せよとなり、(義) 依律囚告密者禁身領送、本文に不在送限とあるは、囚禁者の中にて、死罪に當れる者を云ふ、又義解に圖詔律の疏を引て禁身領送とあるは、死罪にあらざる囚禁人の告密したる者をいふ、よくせすば惑ひぬべし、○配流人者云々、配流者六載の後、出身を許され、今世にいふ公權を復する者なれば、もはや流人の名を負はざるなり、

凡囚、逮引人爲徒侶者、

謂假盜賊引人、爲己同盜之類也

皆審鞠由狀、然後追攝、若

追而雪放、又更妄引、

謂初已處誣告、訖後亦妄引、是既事發、更犯合重其罪、故錄狀申官、待使按覆也

罪人の吟味せらる、時、或る人を徒侶なりと申立たらば、審に其由を鞠問し、然て後に其者を追攝すべし、さて其者を追したれど、徒侶にあらざる旨を雪して免されたるを、罪人より再び妄に申し立たる時は、不容易の事なるにより、太政官に上申し、使の下るを待て推斷す、又囚人の獄に在て死たる者は、年別に其狀を詳に記し、十一月朝集使上京するに附し、先件と共に太政官に申し、按覆の使を請ふ、(義) 初已處誣告訖後亦妄引是云々、徒侶ならざる人を然なりと申立たるに、然らざる事の顯はれしは、これ妄告罪なり、其罪に處せられながら、又妄に申し立て、彌々不當の事と決せば、律にいふ事發更犯にて、其罪を重ねる譯なれば、太政官まで申立使の下るを待つなり、○此條も亦圖司に附て云へり、

凡察獄之官、先備五聽、

謂五聽者、一曰辭聽、觀其出言、不直、即煩、二曰色聽、觀其顏色、不直、則赧然、三曰氣聽、觀其氣息、不直、則喘、四曰耳聽、觀

其聽聆^フ不直則惑^フ五曰目聽、
觀其眸子不直則眊然也、
又驗諸證信、

察獄之官とは世に云ふ吟味役人なり、五聽の事は、義解に云へるが如くにして、察獄官たる者は、訴人犯人の氣色に依て、裁判を定むべく、又諸の證據信驗に依ても考案すべしとなり、(義)五聽者一曰云々、此法は支那にて古くより行ひし事考證をみて知らる、説文に聆聽なり、不直則惑とは聞わけ難き狀なり、不直則眊然也とは、心不直なれば眸子明らかならざるなり、説文に目精少なり、一曰不明貌、

(考證) 五聽、周禮(三十五)秋官司寇云、以五聲聽獄訟、求民情、一曰辭聽(觀其出言、不直則煩)二曰色聽(觀其顔色、不直則赧然)三曰氣聽(觀其氣息、不直則喘)四曰耳聽(觀其聽聆、不直則惑)五曰目聽(觀其眸子、不直則眊然)、

○唐六典(六)云凡察獄之官、先備五聽、一曰辭聽、二曰色聽、三曰氣聽、四曰耳聽、五曰目聽、又稽諸證信、有可徵焉、而不首實者、然後拷掠、二十一日訊之、訊未畢、更移佗司、仍須拷鞠、通計前訊、以充三度、即罪非重、審及疑似、處少不必備三、若因因訊致死者、皆與長官及糾彈官對驗、其拷囚及行決罰、不得易人、○又同書大理寺卿の職掌にも五聽の事あり、按するに字書に聽斷也とみゆ、禮記王制に、司寇正刑明辟、以聽獄訟とあるも、裁判する

事なり、

事狀疑似猶不首實者、然後拷掠、每訊相去廿日、若訊未畢、移他司、仍須拷鞠者、囚移他司者、連寫本案、謂問囚之文案、即下條問囚辭定、訊司依口寫是也、俱移、則通計前訊、以死三度、

事狀疑似猶不首實とは、證信は有ながら、猶伏せざるをいふ、唐六典に察獄官の事を述べて、有可徵焉而不首實者とあるを参考すべし、かゝる時に拷問を行へども、廿日つゝ、を隔て執行し、三度を過ぎず、若し訊問いまた畢らざる間に、他司へ引渡し、古へは何れの官たりとも、裁判權有し事既にいへるか如し、其司にて仍拷問すべき時は、たとへば前司にて既に二度拷問したらは、後司にては一度として、三度の數に充てよとなり、○囚徒を他司に移し引渡す時は、從來鞠問して、囚人より取置たる口書の文案を寫して添るなり、

(考證) 通計前訊、以宛三度、唐斷獄律云、諸拷囚不得過三度數、總不得過二百杖罪以下、不得過所犯之數、拷滿不承取保放之、疏議云、依獄官令、拷囚每訊相去二十日、若拷未

二百七十二
畢更移佗司仍須拷鞠即通計前訊以充三度故此條拷囚不得過三度杖數總不得過二百

即罪非重害謂依律被殺被盜被水火相敗等是也及疑似處少謂雖是重害而疑似處少亦不必滿三隨狀判決不必皆須滿三若囚因訊致死者皆具申當處長官在京者與彈正對驗

拷訊三度の法なれども其罪殺人盜賊の如く人に重害を被せたるにあらず又疑はしく似たる處少くば必しも三度に満たず狀に隨て酌酌し判決す○若し囚人拷問に因て死せばたとへば郡司の官衙たらば當處の長官たる國司へ申せ在京の官衙ならば彈正の官人其司人に對ひて更に取調へ驗をなす

(考證) 即罪非重害 唐斷獄律云諸拷囚限滿而不首者反拷告人其被殺被盜家人及親屬告者不反拷被水火相敗者亦同拷滿不首取保並放違者以故失論

凡訊囚非親訊司不得至拷所聽聞消息謂其解部訊囚者省判事得聽自餘不合

囚人を訊ふ時吟味役人の外は其場に臨みて消息を聽聞する事を得ず(義) 解部は刑

部省にて初審の吏なり省判事は再審の官なり

凡死罪雖已奏報猶訴冤枉事有可疑可推覆者以狀奏聞遣使馳驛檢校

死罪人を裁判し奏聞勅許を受奏報たりと雖も本人猶冤枉なりと訴へ事狀に於ても疑はしき有り更に推覆すべくは其狀を奏聞し地方ならば馳驛の使を立て檢校せよとなり

凡問囚辭定訊司依口寫訖對囚讀示

囚人を吟味して吟味詰めとなりたるを辭定といふかゝる時に至りなば訊司囚人の言ふが如く筆に寫し寫し訖なば囚人に對ひてこれを讀み示し相違なきや否を問ふ

凡禁囚死罪枷杻婦女及流罪以下去杻

此一條は罪人の輕重に依りて禁囚の法異なる制を舉たり凡て死罪と見認たる囚人は獄舎の中にも枷杻を着く但し婦女は枷のみにて杻を去る流罪徒罪も亦これに同じ

其杖罪、散禁、謂不關木索、唯禁其出入也、案下條、別立不脫巾之文、故此條散禁以上、並皆脫巾、年八十、十歲、及癡疾、
懷孕、侏儒之類、雖犯死罪、亦散禁、

杖罪は、散禁として、枷杻を着けず、唯獄舎を漫に出入するを許さ、るのみ、管罪はこゝに明文あらざれば、杖罪に準すべし、又八十以上の老人、十歳以下の幼者、懷柔の婦人、癡疾、侏儒の片輪者の類は、たとへて死罪を犯したる者なりとも、枷を着けず、義不關木索、後成恩寺殿令開書に、木索謂枷杻并桎禁也、索謂肱索也、以繩繫肱而禁者也、とみゆ、桎禁は前に杻とあるに同じく、足かせを着るをいふ、猶肱禁と共に、第四十二條の講義に云ふへし、○案下條云々、此條にいふ所の囚人は、皆庶人なれば、禁獄中皆巾を脱くべき旨を第四十二條なる有位の人の類の禁囚には、不脫巾といふ文を引て、明かにせり、
(考證) 唐六典(六)凡死罪、枷而杻、婦人及徒流、枷而不杻、官品及勳散之階、第七以上、鎖而不枷、

○唐斷獄律疏議曰、獄官令禁囚死罪、枷杻、婦人及流以下、去杻、其杖罪散禁、

凡犯罪、應入議請者、皆申太政官、應議者、大納言以上、及刑部

卿、大輔、少輔、判事、於官議定、

犯罪人、議請すべき身分に入りたる者ならば、其々の裁判官より、太政官へ上申し、大臣、納言、刑部長、次官、判事等、太政官にて會議し、議定りて、奏裁を請ふ、○議請の議は六議として、皇親及び才徳ある人の類、六色の者、死罪を犯したる時は、輒く判決せず、議して奏定するをいひ、請とは五位及び勳四等以上、并に前にいふ議すべき者の近親等、死罪を犯したる時は、其刑名を正し、奏請して判決するをいふ、悉しくは考證をみるへし、

(考證) 名例律云、六議、一曰議親、謂皇親及皇帝五等以上親、及太皇太后、皇太后、四等以上親、皇后三等以上親、二曰議故、謂故舊、三曰議賢、謂有大德行、四曰議能、謂有大才藝、五曰議功、謂有大勳功、六曰議貴、謂三位以上、

名例律云、凡六議者、犯死罪、皆條所坐及應議之狀、先奏請、議定、裁流罪以下、減一等、其犯入虚者、不用此律、本注云、議者原情、議罪稱定刑之律、而不正決之、

名例律云、凡應議者、祖父母、父母、伯叔父、姑、兄弟、姊妹、妻子、姪、孫、若五位及勳四等以上、犯死罪者、上請、流罪以下、減一等、其犯入虚、殺人、監守内、奸他妻妾、盜略人、受財枉法、皆不用此刑、

雖非六議、但本罪應奏、謂上條刑部及諸國斷流以上及除免官當者、皆連寫案申太政官案覆理盡中奏是也、處斷有疑、及經斷不伏者、亦衆議量定、

六議に非すと雖も、又官に於て衆議して定むる事有り、其は刑部省及び諸國司此條の如き、衆議に懸るにあらず、たゞ太政官の官人案覆し、奏聞を経て決するのみなれど、若し其處斷に未だ疑はしき事あるか、又はかく判決を経て、罪人伏せざる時は、大臣以下判事以上、衆議して量り定めよとなり、

雖非此官司、令別勅參議者、亦在集限、若意見有異者、人別因申其議、官斷簡以狀奏聞、

此官司に非とは、前に云ふ太政官刑部省の官司に非るをいふ、たとへ他司の人たりとも、別勅にて參議の命を蒙りたる者は、亦集會に入るべし、凡へて會議の時、異見の異なる事有りて、人別に其異なる議を申さば、大臣納言斷り簡して、其狀を奏聞せよとなり、○斷は舊刻本にもかく有れど、新に作るべきか、考證に引ける唐六典の注參考すべし、(考證) 唐六典六云、凡獄囚應入議請者、皆中刑部、集諸司七品以上、於都座議之、若有別

儀所司料簡具狀以聞若衆議異常堪爲典則者、錄送史錄、

凡諸司斷事、悉依律令正文、主典檢事、唯得檢出事狀、不得輒言與奪、

こゝに諸司といふは、刑部省諸國司の外、凡べての官司へ涉るなり、すべて官衙にて、罪囚を裁斷するには、皆律令の正文に依て判決すべしとは、たとへは今世罪人に宣告するに、何法律の何條に依りて、かく裁定すといふが如し、古へは斷罪に、律令の正文を引かざる者は、罪ある事、考證に引ける斷獄律をみるべし、○裁斷に付き、主典の事を檢し取調べをなすとも、罪人の事狀を律令に考るまでにて、輒く罪し、罪せざるの見込を云ふ事能はず、與奪は罪不罪なり、こゝの主典も、刑部省の大少録判事の、大少屬は勿論、通く諸司までに係るなり、

(考證) 唐六典六云、凡斷獄之官、皆舉律令格式正條、以結之、若正條不見者、其可出者、則舉重以明、輕其可入者、則舉輕、唐斷獄律云、諸斷罪、皆須具引律令格式正文、違者、笞三十、若數事共條、止引所犯罪者、聽疏議云、犯罪之人、皆有條制斷獄之法、須悉正文、若不具引、或致乖謬、違而不具引者、笞三十云々、

凡應議請減者犯流以上若除免官當者並肱禁謂雖不得議請減之罪然猶依此禁法也

此一條は庶人ならざる人の禁法を制したり第四十條に云ふ議請減の如き身分ある者死罪流罪又は除免官當を犯して禁獄せる時は繩をもて肱を繋ぎ置く此れを肱禁と云ふ第三十九條の講義參看すへし徳川幕府の刑に手錠とて兩手を繋ぎ錠を懸き置たるも此類なり(義)雖不得議請減之罪云々これは八虐及び故殺人の類の重罪にやかゝる重罪人たりとも議請減すべき程の人々猶肱禁に止むなり

(考證)唐斷獄律云諸囚應禁而不禁應枷鎖桎而不枷鎖桎云々疏議云獄官令禁囚死罪枷桎婦人及流已下去桎其杖罪散禁又條云應議請減者犯流以上若除免官當並鎖禁云々

○肱禁 續日本紀天平寶字元年七月乙卯宣勅曰汝男乙經關兇逆之事宜禁進者即加肱禁○野府記云長徳五年十二月廿五日右衛門志爲故云致忠朝臣肱禁將上但不脱巾依宣旨令候左衛門射場者

公坐流私罪徒謂此皆據本犯並謂非官當者謂假五位犯徒一年准律責罪輕不盡其位之類也

保參對謂不禁其身放令赴對也

議請減すへき者公罪の連坐にて流罪に當り私罪にて徒罪に當りたる時は禁獄せず保人を立て在宅させ推問の時官衙へ赴きて吏人に對へしむ○これまでは總べて議請減すべき者によりて云ふ(義)此皆據本犯云々議請減すへき者は罪を減せらるる事なるがこゝの公坐流私罪徒は減してかく定まりたるにあらず本犯の上にて裁斷となりたる者なりとの解なり○並謂非官當者官當に定れば禁獄肱禁なれどもこれは然るにあらずとなり其差別は義解に辨せり(義)假五位犯徒一年云々たこへば五位の人徒一年を犯したる者あらんに名例律に五位以上の私坐は一官を以て徒二年に當つる定めなれど例一等を減するにより一年となる是れ罪輕くして其位を盡さざる者なれば收贖にて事濟むの類を本注に官當に非る者とは云ふなり

(考證)罪輕不盡其位 名例律云凡以官當徒者罪輕不盡其官留官取贖官少不盡其罪除罪收贖疏云假令五位以上犯私坐徒二年例減一等即是罪輕不盡其官留官收贖官少不盡其罪者假令八位犯私坐一年半徒以官當徒一年除罪半年收贖之類

○責保參對 政事要略(八十一)云參對 獄令云應議請減者犯公坐流私罪徒責保參

對者隨人位蔭有參對法而世人或以爲犯過之輩寬怒之時愆令參對也時之行事又爲犯人被下參對宜旨所謂臨時之斷不可爲比之者但事情准此法歟在禁法部
僧尼令義解云謂犯苦使已斷訖未付三綱者散禁若未經斷者付寺

其初位以上及无位應贖

謂依律七位以上父母之類其七十以上十六以下可贖者亦同也

犯徒以上及

除免官當者桎禁公罪徒並散禁不脫巾

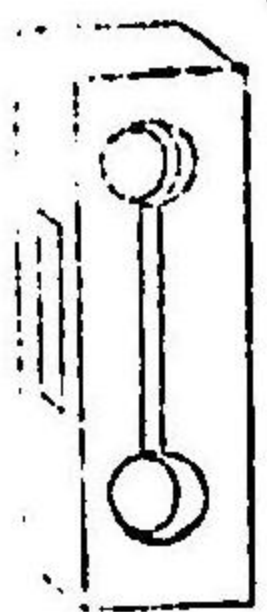
謂應議請減以下散禁以上並皆惣攝

議請減の色にあらざる初位以上の人又無位たりとも贖銅を收めて免さる、身分の者徒罪以上の重罪及び除免官當を犯したる時は桎禁として手カセを着くるなり但し公罪の徒に當れば散禁す○其初位以上といふよりこれまでは皆私罪に係る○不脫巾庶人の禁囚せらる、者は必ず巾を脱する事第三十條にみえたるが如し此條の禁囚人は罪の輕重に拘はらず皆巾を脱かざるなり(義) 依律七位以上父母之類云々、七位以上の人の父母妻子の流罪以下を犯し又七十以上十六以下及び癘疾者の流罪以下を犯したる時は贖銅にて免さる、事名例律にみゆ○應議請減以下云々、不脫巾の文は首の應議請減といふより尾の公罪徒までへ皆係るとなり、

(考證) 七位以上父母、名例律云凡七位勳六等以上及官位勳位得請者之祖父母父母、妻子、孫、犯流以下、各從減一等之例、

又云應議請減及八位勳十二等以上若官位勳位得減者之父母、妻子、犯流以下、聽贖(義) 其七十以下云々、名例律云凡年七十以上、十六以下、及癘疾、犯流罪以下、收贖○桎禁、和名抄云、說文云、桎、手械也、箋注云、王念孫曰、桎之言鞠也、急擊之名也、

桎



和漢三才圖會ニ此圖ヲ出シテ云、周禮掌囚、上罪桎、舉而桎、蓋罪人兩手共一木曰桎、

第六十三條云桎長一尺八寸以下一尺二寸以上

凡五位以上犯罪合禁在京者皆先奏

謂雖被入毆擊折傷以上若盜及強姦亦合先奏不得私擊也

五位以上犯罪者と定りて禁獄すべき時は在京者ならば先づ奏聞して後に禁獄すべし(義) 雖被人毆擊折傷以上若盜及強姦、かゝる罪人たりとも其者五位以上なれば、必ず奏聞の後禁獄す○在滿云私擊の擊字擊字に作るへし、

若犯死罪及在外者先禁後奏並聽別所坐婦女有位者然同

○令義解詳義

謂婦女帶五位以上者亦准上文男法也

若し死罪を犯したるか又は其身地方に在らば先つ禁獄して後に奏聞す在京も在外も並に禁獄中他の罪人と別所に居らしむ婦人の五位以上を帯したる禁法も亦これに同じ

若五衛府志以上及兵衛犯罪須追者並聽鞠獄官司經本府

追掩本府即奏執遣

謂准唐令上番入宿衛者其下番者准主帥本府不奏直送皆是賊狀露驗者其事跡未明獄官追攝對問者本府不奏直送

待罪狀辨定獄官更以狀牒報本府即奏許也

衛門府左右衛士府左右兵衛府なる志以上の官人及び兵衛犯罪ありて召捕んとする時には鞠獄官より本府に經れて追掩せしむ即ち本府より奏聞し執らへて獄官へ送る兵衛は後の近衛にて殊に禁闕を護する兵なるにより番上官と雖もこゝに入るなり(義) 准唐令云々 本文に云ふは禁中に上番して宿衛に入り居る者なり其下番の者は奏聞を經ず本府より直ちに送る皆此れ賊狀露顯とて罪の明白なる者なり其事

いまだ明らかならず獄官より召して問ふが如きは本府奏せず直ちに送る罪狀定まりて獄官より本府へ照會すれば即ち本府奏問して召捕を許すと成り

其主帥及衛士者本府即依執送

謂准罪輕重依法禁送

主帥とは衛門府の門部又使部をいふこれと衛士とは奏聞に及ばず本府直ちに執へて獄官に送る○在滿云依字義解爲依法但不若云依追掩乎 (考證) 衣服令朝服條主帥義解云謂門部使部

凡奉使有所掩攝皆告本部本司不得任即收捕

謂依律將吏受使追捕罪人是也

若急速密者且捕獲取本司公文發遣

謂凡掩攝罪人皆先經罪人本部本司若急速密者不經本部本司任即

追捕然後始告即取使人之本司公文相知執遣故云取本司公文發遣其略本部者准上文須知也

掩攝は即ち追捕なり追捕の使は罪人の本部所貫の地方官なりこれは無官の者に依ていふ本司(勤務の官衙なり)これは有官者に附ていふに照會して收捕す若し急速の事件なるか又は密事ならば先づ直ちに捕護し後に使人の本司よりの下知狀を本部

本司に示して知らしめ、罪人を獄官に送るなり。○在滿云、按使人必官人也、故止云本部、若以庶民爲使、則可有本部公文乎、令文有心也。

(考證) 掩攝、掩說文斂也、增韻遮也、類聚名義抄訓トル、ト、ト、攝收斂也、名義抄訓ト

(義) 依律將吏受使云々、唐捕亡律云、諸罪人逃亡、將吏已受命使追而不行、及逗留、雖行與亡相遇、人伏不敢、不闘而退者、各減罪人罪一等、闘而退者、減二等、即人狀不敢、不闘而退者、減三等、闘而退者、不坐、疏議曰、將吏已受使追捕者、謂見任武官爲將、文官爲吏云々。

凡婦人在禁、皆與男夫別所、

これは注するに及ばず、

凡囚當所長官、十五日一檢行、無長官、次官檢行、其囚延引久、禁不被推問、若事狀雖可知、支證未盡、謂支證者支舉也、猶云舉證也、或告一人數

事、謂假有甲云乙是殺人、強姦盜馬、即官司禁甲之類、其被告之人亦同在禁、即次文云、被告人有數事者是也、乃被告人有數事者、重

事得實、輕事未畢、如此之徒、檢行官司、並即斷決、

京ならば、左右京職の大夫亮外ならば、國司の守介の内、半月毎に一度つ、獄舎を檢行し、若し囚人の久しく禁獄せられて、推問もなく、徒らに遷延し居るか、又は罪人の事狀大方は知られたれど、舉證いまだ盡さるか、又は一人にして、殺人強姦盜馬の罪ありなど、數件を訴へ出て、被告人と共に禁囚せられたるか、其中の重事は、推斷して實を得たるも、輕事はいまだ決定せざるが如き類の事あらば、檢行官司の見込を加へて、斷決し、成るべく囚人を速に判決するなり、

凡盜發、謂雖不獲盜人、而於被盜之家、有所損失者、亦同、申送、故云盜發、其強盜不得財、既是徒以上、亦入申例、及徒以上、囚、各依本犯、具錄發及斷、日月年別、摠帳、附朝集使、申太政官、

國司の管内に發れる強竊盜事件、又は死罪流罪徒罪に判決せる囚人等を取調べ、盜賊の發りし日月、又は斷決せし日月を録し、年別に帳と爲し、十一月朝集使に附して、太政官へ上申す、

(考證) 唐六典六云、凡禁囚皆五日一慮焉、注云、慮謂檢閱之也、斷決訖、各依本犯具發

處日月(此下恐らくは年字を脱す)別總作一帳附朝集使申刑部とあるは、宜しく前條と并せて參考とすべし、禁囚の檢行、彼國は五日毎なるを、我國にては十五日に一度としたるなり、

凡犯死罪在禁、非惡逆以上、遭父母喪、婦人夫喪、及祖父母喪、

承重者、謂依假寧令、養父母、與祖父母同、皆給假七日、發哀、流徒罪廿日、

謂其在役在禁、輕重不同、故上條給五十日、此條唯給廿日、案上條流罪已下、產後卅日、即知杖罪亦在其中、若杖罪在禁、遭喪者亦准流徒法、其僧尼在禁、遭喪者亦與俗人制同、 悉

不給程、

死罪を犯して禁獄せられたる者、父母及び嫡孫承祖者の祖父母(孫の直ちに祖父より家督を繼きたるをいふ、本文に承重とあるこれにて、重とは即ち家督の事なり)夫等(婦人よりしていふ)死して喪となりたる時は、假七日を給ひ、哀聲を發することを許す、但し八虐の謀反謀大逆謀叛惡逆を犯したる者は、此限にあらず、又流徒に當りたる囚人は假廿日を賜ひて、發哀せしむ、共に獄舎より出して、喪所に向はしめざるを不給程と

いふ(義) 其在役在禁、輕重不同云々、上條とは第廿二條に、其徒流在役而父母喪者給假五十日、舉哀とある文にして、これは禁囚人と配役人との差異を云へり、○案上條流罪已下云々、上條とは第廿三條に、凡婦人在禁、臨產月者、責保聽出云々、流罪以下、產後滿三十日、即追禁とあるこれなり、引く所は婦人の例なれば、こゝは其れに拘はらず、總べて杖罪に當る囚人の、本文にみえたるが如き喪に會はゞ、出る事を聽さず、流徒の罪人に準じ、廿日の假を給ふ事となり、○按するに、答罪も亦是れに準すへし、

(考證) 不給程、第廿二條義解、謂不聽出禁所、其雖父母喪、亦不得從喪、即餘條稱不給程者、皆准此例、

凡鞫獄官司、與被鞫人有五等內親、謂猶云五等以上親、及三等以上婚姻

之家、謂依律、同籍爲一家、即婚家、姻家、各待同籍、乃聽相避也、并承業師、謂文不稱見、受業師、即不問官學私學、先經受業、願有宿恩、皆是其師、於弟子及本

主於資人者、非及有讎嫌者、皆聽換推、經爲帳內資人於本主亦同、

此條は裁判者たる者の嫌疑を避くべき制なり、凡て鞫獄官は、被鞫者に於て、五等以上

の内親か(父方の親族をいふ)又は三等以上の親族(考證をみるべし)の婚姻を通したる家か、又は曾て學業を受たる師か、或はもと讎敵の嫌ひある者ならば、其鞠獄の係とならず、他人に換へて推せしむ、これは親族者には私あらん事を慮り、讎敵者には、公事に因て、私に報する事あらんを嫌ふが故なり、○鞠獄者もと帳内資人にして、被鞠者其本主たるも亦同じきなり、按するにこれは曾て本主たりし人をば、鞠するに忍びざる點より出たるものなり、受業師も亦同じ、因て義解には尊長たりし師主の獄官たらば、鞠するに憚らざる由を云へり、(義) 依律同籍爲一家云々、これは婚なり姻なり、其家へ入籍したる上にて、其里方を婚家よめの縁者(姻家)むこの縁者と定め、本文に云ふ相避る嫌あるなり、○在滿云、家字鑿矣、唯指婚姻歟、これも亦考に備ふべし、○其師於弟子云々、師及び本主の鞠獄者となり、弟子資人の被鞠者となりたる時は、相避けざるなり、(考證) 唐六典(六)云、凡獄者官與被鞠人有親屬仇嫌者、皆聽更之、(親謂五服內親、及大功已上婚姻之家、并授業經仰、爲本部都督刺史縣令、及府佐於府主皆同換堆、)

○婚姻之家、職制律云、監臨之官、私役使所、監臨條本注云、親屬謂五等以上、及三等以上、婚姻之家、餘條親屬准之、(義) 依律同籍爲一家云々、賊盜律云、凡殺一家非死罪三人、本注云、同籍及二等親、外祖父母爲一家云々、

○婚家姻家、按するに、爾雅釋親に、婦之黨爲婚、兄弟婚之黨爲姻、兄弟、又說文に、姻は壻家なり、などあれば、壻家は、ヨメ方ノ縁者、姻家は、ムコ方ノ縁者也、

○釋親又云、子之妻爲婦、女子之夫爲壻、壻之父爲姻、婦之父爲婚、婦之父母、壻之父母、相謂爲婚姻、子婦、孫婦、女壻等は、五等親の内なれども、婚姻の家に至りては、等親にあらざれば、別に掲出したるなり、

凡犯罪須驗位記、若位記失落、或在遠者、皆驗案、

犯罪者の位記を驗すへき事有たる時、若しくは失落したるか、又は遠方に在て急速に辨せざる事あらば、文官ならば、式部省、武官ならば、兵部省に、授案とて、其者を叙位せし時の留書あれば、五位上ならば、中務省にも案あるべし、其れに依りて、驗ふべしとなり

凡國有疑獄、 謂獄有所疑處、**不決者、** 謂此不論本罪輕重、但徒以上、**斷難明者也、** 者、皆是、即與上條、本罪應奏其

若刑部仍疑、申太政官、

諸國に疑惑せる獄有て、裁斷し難き時は、其狀を具にして、刑部省の見込を、謝ふ若し刑部省の見込をも猶疑はしく思はゞ、太政官へ上申せよとなり、(義) 此不論本罪輕重云

々、上條とは第四十條に、但本罪應奏とある義解に、謂上條刑部及諸國斷流以上、及除免官當者、皆迎寫案中、太政官案覆理盡申奏是也とみゆ、上條なるは疑はしき事なく決したるを上奏して、報を待つなり、此條なるは、明らかめ難く、決し難きにより、刑部省の裁斷を請ふ者なるにより、其情稍異といふなり、○但徒以上の但は正罰に徒也とあれば、唯といふに同じ、

(考證) 讞、禮記文王世子云、百官有司、讞于公、註云、讞、議刑也、 職員令刑部卿義解云、讞、請也、正也、

凡贖死刑限八十日、謂入公入私並同此法、其一人更犯數罪者、亦各立限、假如二犯流罪者、惣限百廿日之類也、流六十日、

徒五十日、杖卅日、答卅日、若無故過限不輸者、會赦不免、謂雖會非常恩、

而非勅損放者、亦不在免限也、

此條は贖銅を納むる期日を制めたり、死刑を贖ふは、専ら過失疑罪にあり、圖訟律に過失殺傷人者各依其狀以贖論、又斷獄律に、疑罪各依所犯以贖論、注に疑謂虛實之證等

是非之理均とみゆ、されば例へば、殺人の證三あり、殺人ならざる證三あるが如きをいふ、然して其殺人の罪、絞斬に該する時は、贖銅二百斤を徵するなり、流罪以下の贖銅は、年七十以上十六以下、及び議請減すべき人、八位勳十二等以上、若しくは減罪を得べき者の父母妻子等、最も其色多し、此條に定むる期を了るまで、故なくし銅を輸さ、れば、非常の赦に會へりと雖も、勅命ある外は、罪を免す事なし、(義) 入公入私並同此法、本令第六十二條、凡傷損於人、及誣告得罪、其人應合贖者、銅入被告及傷損之家とみゆ、これ入私なり、又前に云ふ疑罪を以て、贖銅を納るか如きは、入公なり、○假如二犯流罪者云々、これは前の流罪の判決済みて、未だ贖銅を納めざる間、更に流罪を犯したるをいふ、

雖有披訴、據理不移、前斷者、亦不在免限、謂假有官人、無故不上、已經卅日、准律合杖一百、官司斷訖、後

銅十斤、罪人申訴、無故不上、非是卅日、即披陳之間、過限會赦、官司重復實察、无故不上、誠是廿八日、仍疑辨訖、還更准律、不上廿八日、猶亦合杖一百所乘、二日者於法、无所增減、如此之類、是名不移、前斷也、

限を過て贖銅を輸さ、る披訴ありと雖も、前の裁斷を移すほどの理由あらすは、免す

限にあらずとなり、其細釋は義解をみるべし、(義) 假有官人无故不上云々、こゝに無故不定の罪の事を擧げたるは、其例を引證して示したるものにて、本文に就て謂はゞ、たとへば流罪にあらず、徒罪なりとて、六十日を五十日に訴るの類なるべし、○今無故不上の罪を見易からしめんがため、圖解すへし、

○唐職制律云、諸官人无故不上、及當番不到、若因暇而違者、一日笞二十、三日加一等、過杖一百、十日加一等、罪止徒二年半、邊要之官加一等、疏議云、三日加一等、二十五日合杖一百、三十五日徒一年、四十五日徒一年半、

唐律考所無不致到廿五日杖圖

一日笞二十	二日	三日	四日三十
五日	六日	七日四十	八日
九日	十日五十	十一日	十二日
十三日六十	十四日	十五日	十六日七十
十七日	十八日	十九日八十	二十日
廿一日	廿二日九十	廿三日	廿四日
廿五日杖一百	廿六日	廿七日	廿八日
廿九日	三十日		

爾後至三十五日徒一年、四十五日徒一年半、

若應徵官物者、准直五十端以上、一百日、卅端以上、五十日、卅端以上、卅日、不滿卅端以下、廿日、若欠負官物、應徵正贓及贖物、無財以備者、官役折庸、謂役力受直曰庸、若雖有位之輩、無財以備者、亦役身折酬、其五位以上、資俸稍寬、故不入無財之限也、其物、雖多、限止五年、謂此據入公、其入私者、自合依雜令、假如誣告之人、應贖入前人若單貧无財者、雖經七八年、猶須折酬滿數、不限年遠近之類、一人一日、折布二尺六寸、

官物を徴るとは、官吏は主當せる官物を缺失し、人民は租調庸を納むる期に至て、未進なる類を徴責するなり、○欠負官物とは、官吏の官物を私用して、欠敷を生したるなり、○正贓とは、其引負ひたる物品を云ひ、贖物とは、其罪に依りて、贖銅を收むるをいふ、○かゝる罪人若し家貧にして、正贓贖物に備ふべき財無き時は、官用に身を役し、贓贖の品を、布の直に引直し、一日布二尺六寸の割合を以て、折するを折庸と云ふ、其物の價值多しと雖も、五年に止まりて、残りは免さる、なり、(義) 役力受直曰庸、 歳役に限らず、

○令義解詳義

力役を以て直を受るを庸と稱する事此解にて知られたり。○此據入公云々。本文は公に入るは贖銅に限る制にて私に入るは雜令に據て(考證みるべし)假令數年力役したりとも數の盡るまでは限とならずとなり。

(考證) 欠負官物、續日本紀云、養老六年夏四月庚寅詔曰、周防國前守從五位上山田史御方監臨犯盜理合除免、先經恩降赦罪已訖、然依法備贓、家無尺布、朕念御方負笈遠方、遊學蕃國、飯朝之後、傳授生徒、而文館學士、願解屬文、誠以矜若人、蓋墮斯道、歟、宜特加恩、寵勿使微賊焉。

○欠負官物、文獻通考百七一上云、唐玄宗天寶六載敕云々、若欠負官物應徵正贓及贖物、無財以備、官役折庸、其物雖多限三年、一人一日折絹四疋、若會恩其物合免者停役、○倉庫令政事要略五十四所引云、倉藏受納於後出給、若有欠者、均徵給納之人、已經分付徵後人、○又類聚三代格所引云、凡欠負官倉應徵者、若分付欠捐之徒、未離任者、納本倉、已去任者、聽於後任及本貫便納、○又政事要略五十九所引云、欠失官物、勾獲合徵者、並依本物、徵填其物不可備、及鄉土無者、聽准價直徵送、即身死及配流者、並免徵、
(義) 自合依雜令、雜令出學條云、家資盡者、役身折酬、義解云、役身折酬者、其緣官物役身之法、上條已有文、唯於私物者、不立程限、故知據當時當庸作之價、以役折、即不限年遠近、皆以盡價爲限也。

○尙書舜典云、象以典刑、流宥五刑、鞭作官刑、朴作教刑、金作贖刑、孔安國傳云、誤而入刑、出黃金以贖。

(考證) 贖銅、類聚三代格(二十)云、太政官符、應納雜色人贖銅事、右太政官去弘仁十一年十月廿五、日下刑部省符、大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣、雜色人贖物可令檢非違使催徵之、宣旨下彼使畢、宣移之者、今得使解僱、使所行之事、非唯巡檢京中、拷決犯盜、臨時勘事、觸類繁多、又去弘仁十一年十二月十一日、宣僱檢非違使所掌之事、與彈正同、臨時宣旨亦、糾彈之者、加以看督長左右各二人、差科非一无有、暫假今預徵贖物、誰用濟使事、謹請官裁者、大納言正三位兼行左近衛大將民部卿清原真人夏野宣旨、停隸檢非違使同、亦實錄申官、隨即下知本貫令徵納、天長九年七月九日、○又云、太政官符、應移式部省、抑未輸贖銅、諸國朝集使返抄、移大藏省、折留位祿季祿事、右得刑部省解僱、謹案獄令云、凡贖死刑限八十日、流六十日、徒五十日、杖卅日、笞卅日、若无故過限不輸者、會赦不免、雖有被訴、據理不移、前斷者、亦不在免限者、今犯罪之輩、相續不絕、贖未納、逐年彌多、追徵之吏、徒疲催勘、負贖之人、无心得納、既狎所斷、不畏後科、望請在京官人、抑留位祿季祿、雜色人等、令檢非違使催徵、在外諸人、抑留朝

集使返抄令濟其事謹請官裁者大納言正三位兼行左近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣依請宜令刑部省移式部大藏等省其祿物者令大藏省准贖銅數便即折留充刑部省具應抑留返抄諸國及犯罪官人并贖銅數依伴移送又下宜旨檢非違使畢又宜同移之弘仁十一年十一月廿五日○政事要略(八十一)云太政官符刑部省應徵納右衛門府贖銅拾貳斤事參議從三位兼行督讚岐守源朝臣高明贖銅三斤權佐從五位上橘朝臣好古贖銅二斤佐從五位上小野朝臣道風贖銅二斤大尉從五位下藤原朝臣守人贖銅壹斤權少尉正六位上源朝臣忠光贖銅壹斤少尉正六位上藤原朝臣倫寧贖銅壹斤少尉正六位上藤原朝臣忠用贖銅壹斤權少尉正六位上藤原朝臣助信贖銅壹斤右得大判事兼行民部少輔明法博士惟定朝臣公方等勘申狀備右少史御立維宗仰云少辨源朝臣口俊博宣大納言藤原朝臣師輔宣奉勅去四月廿八日御即位右衛門早不開會昌門依之進過狀畢宜仰明法博士等令勘申其罪狀者檢彼府去五月十一日所進過狀備去月二十八日早不開會昌門狀右會昌門須任式差遣府門部令開而依延長七年正月一日朝拜日記誤一度執申以府門部不開之由依有上官仰令開已畢而今違式早不開之由被勘當無所避申者謹請檢弘仁式云左衛門府注之右衛門府亦准之大儀其日寅二魁云々大伴氏五位又注云右佐伯氏率門部三人

自掖門居會昌門內左廂貞觀式云左衛門府注右衛門府亦准之尉一人率門部三人尉居門下今案開門畢還本隊下雜律云違令者笞五十別式減一等名例律云國司犯公坐者長官爲一等次官爲一等主典爲一等其闕无所承之官亦依此四等爲注云坐无私典亦條云六議六曰議貴注云三位以上又條云六議有犯流罪以下減一等又條云應議請減者犯流罪以下聽贖又云笞卅贖銅三斤者據此等文於會昌門左右衛門率門部等可開早不開之由式條已存而伴府官人執申以府門部不開之由然而依上官仰遂以開門早不開之由進承伏狀畢是尤犯違式罪者也但事无口猶依坐法爲等連督爲首笞卅身帶三位議減一等笞卅合贖銅三斤佐二人爲第二從減一等笞三十各帶五位請減一等笞二十合贖銅二斤或是五位或帶六位至五位者請減一等於六位者例減一等各笞十合贖銅一斤尉二人似可除志五人爲第四從減一等笞十帶六位例減一等可无其罪仍勘申者從二位行大納言兼右近衛大將陸奥出羽按察使藤原朝臣師輔宣奉勅宜依伴徵納省宜承知依宣行之符到奉行從五位上守右少辨兼左衛門權佐源朝臣正六位上行右少史御立惟宗天慶九年八月七日○又云徵贖銅給官符於刑部徵之近代之例官符裁斷罪文若法家勘文等事旨頗慥也亦贖銅代錢刑部省贖銅所法天慶三年用途勘文兩別十文也寬和沽價法銅一斤直百六十文者隨時沽可贖代亦長德二年看

督長并囚人等可徵贖銅之輩令勘申罪狀應使徵納隨時之議亦隨形勢耳○延喜刑部式云凡贖罪無錢准價徵錢○又云贖銅錢者收囚獄司省相共出納○政事要略(八十二)云太政官符刑部省應徵贖訴人上野國吾妻郡擬大領外正六位上毛野坂本朝臣真道事副過狀壹紙右真道所進訴狀之內不指陳實事者宜承知依件徵贖符到奉行從五位上守右中辨兼行中宮亮藤原朝臣家季從六位上行右少史穴人朝臣水繼

凡獄皆給席薦其紙筆及兵刃杵棒之類並不得入

席はむしろにて稍上品なる敷物薦はこもにて下品なり在滿云他條所謂席者爲五位以上筵薦者爲六位以下此所亦囚之可也どあるは然る事にて有位の人には席無位及び庶人には薦といへる程の差別あるべし○兵刃とは弓矢刀劍の類杵棒は杖の類にて人を毆つに便なる品なり

(考證) 唐六典十八大理寺獄丞條掌獄吏云々禁紙筆金刀錢物杵挺入者

○席 和名抄(坐臥具)說文云筵竹席也(无之路)唐韻云席薦席也○薦 和名抄(同上)唐韻云薦席也(古毛)二品とも職員令なる掃部寮の條に悉しく云へり○杵 說文杵杵也禮記雜記杵以梧注所以搗也○棒 和名抄(將劬切)韻云杖名也字鏡集棒シモト

凡獄囚有疾病者主守申牒謂主守者主當獄囚之物部也判官以下親驗知實給

醫藥救療病重者脫去枷杻仍聽家內一人入禁看侍其有死

者亦即同檢若有他故者謂非法窮死及令自死之類隨狀推科

禁囚者疾病有らば獄舎護衛の物部より關係の官吏へ申牒すれば判官以下の官吏親しく獄舎に實驗の上醫藥を給ひて療養せしめ重病ならば枷杻を脱去らしむ又家族一人獄舎に入て看病する事を聽す○病囚死したらば亦同しく官吏驗し若し醫藥も與へずして窮死せしめたるか又は自殺などにてあらば其狀に隨ひて推科せよとあり

(考證) 給衣糧醫藥 唐六典十八大理條云獄丞掌獄吏云々囚病給醫藥重者脱械鎖家人入侍

○唐斷獄律云諸囚應諸衣食醫藥而不請給及應聽家人入視而不聽應脫去枷杻而不脫者杖六十以故致死者徒一年即賊竊囚食笞五十以故致死者絞 疏議云準獄官令囚去家懸遠絕餉者官給衣糧家人至日依教徵納囚有疾病主司陳牒請給醫藥比等應

合請給而主司不爲請給及主司不即給、準令病重聽家入人親而不聽、及應既去枷鎖、而所司不爲脫去者、所申官司合杖八十、以故致死者、謂不爲請及雖不即爲給衣糧醫藥、病重不許家人入視、及不脫去枷鎖、由此致死者、所由官司徒一年、即減竊囚食者、不限多少、笞五十、若由減竊囚食、其囚以故致死者、減竊之人合絞。

○聽家內一人入禁看侍、囚獄式云、凡緣有侍獄囚及餉衣食、家人入禁所者、搜監錐刀、及他物、以堪自害、并文書等墨等類。

凡獄囚應給衣糧薦蓆醫藥、及修理獄舍之類、皆以贓贖等物、

充、謂以贓贖物、厩里中、醫令療也、官不給、無則用官物、贓贖遺之物、亦可充用、爲在司故也、

獄舍の囚人に給すべき衣食薦蓆醫藥の經費、又獄舍の修理料の類は、官へ收めたる贓物と贖銅とを以て宛つ、若し此二物なくば、官物を用ふ、(義) 闕遺之物、其所を放れて主の知られざる馬牛、又は途上などに遺落して有たるか、遂ひに主の申し出なき物等も、贓贖司へ没官となる故に、亦同じくこれらの用に充るなり。

(考證) 延喜刑部式云、凡獄囚應給衣糧薦蓆醫藥及修理獄舍之類、用贓贖物者、申官聽裁、然後給之、在外者先後申。

○職員令贓贖司職掌云、贓贖闕遺雜物、義解云、其諸國贓贖物、即入當司、以充修理獄舍等也。

凡流人至配所居作者、並給官糧、加役准此、若留住居作、及徒

役者、並食私糧、即家貧不能全備者、謂徒囚家貧、餉糧艱難、或來或絕、不能全給、故令二等以上親助、其五十日餉、

自外所不給者、自食公糧、故下文云、隨盡公給也、二等以上親代備、謂以上者、女子適人及母、改嫁是也、代備者、五十日內更相備給也、五

十日糧、隨盡公給、

流人配所に至れば、役使する事一年、加役流は三年、其間は並ひに官より食料を給ふ、然るに家に兼丁なき者、歟、又は雜戶、陵戸の類は、配所へ遣はさず、決杖して留役せしむる事、第貳條にみえたるが如し、此輩は當所にて役するにより、五十日間は官食を給せず、自費にて便する事とす、但し其者家貧にして糧を餉り、又は餉らざる事あらば、二等以上の近親をして更る、資け餉らしむ、五十日の限を経なば、官給となるなり、(義) 以上者、女子適人云々、女子の人に適き、母の改嫁する者は、本人とは、財を異にする者なり、然れども、かゝる場合に至りては、猶二等以上の親たるを以て、餉食者たるを免れず、

若去家懸遠絕餉及家人未知者官給衣糧家人至日依數徵納謂若絕業單食者不在徵限也其見囚絕餉者謂在禁未斷及斷訖未配之類亦准此

若し罪人の家遠くして速に食を餉くる事能はず又は甲國の乙國に在て罪を犯したる時古へは今の如く通書便利ならざるにより數日を経るまで家人の其事を知らざる類は官より先づ衣糧を給ひ家人の到着せし日數を調へて徵り收めしむ義若絶業云々其家人常業なく單身にして貧ならば徵らず免さるなり○其見囚絶餉者云々留住居作又徒役の罪人等いまだ斷決せずして獄舎に在るか又は已に斷決せしもいまだ配所に送らざる類も本條に準ず

(考證) 流人居作 名例律云凡犯流應配者三流俱役注云本條稱加役流者配遠處役三年犯流若非官當收贖老疾之色即是應配之三流遠近雖別俱役一年爲例加役流者本法既重每常流理別配遠處居役三年役滿及會赦免役者即於配所從戶口例
○給官糧 民部式云凡流移人隨到給田比至秋收量給公糧

凡在京繫囚及徒役之處恒令彈正月別巡行有安置役使不

如法者隨事糺彈

獄舎并に徒役場へは毎月彈正臺の官人巡行し若し囚人を安置し徒人を役使する事不如法と見認たらは事に隨て糺彈す

凡犯罪及缺損官物經赦降合免別勅遣推徵者依赦降例執聞謂假令犯罪及欠損官私物已經赦降應須赦免若有別勅遣推徵者錄會赦狀奏聞也

官人罪を犯し又は官物を欠損したる者大赦恩降罪人の刑名の等を降すをいふに會ひて免されたり然るに爾後其欠損物に事故有て別勅を以て徵推に及ぶ場合とならば既に赦免となりたる狀を録して奏聞せよとなり義欠損官私物 在滿云本文不云私物蓋私物雖會赦不可不徵義解私字衍字乎○山田以文云一本無私字此說に従ふへし

凡放賤爲家人及官戶逃亡經卅日並追宛賤更充賤也

謂不因年滿而特放者其放後所生男女不可

官の奴婢年六十六以上ならば、官戸と爲す事、戸令にみゆ、私の奴婢たりとも、主の意を以て、假令高年ならずとも、放して家人と爲す事あり、然るに官戸となりたりとも、逃亡して三十日を経らば、並ひに追して、再び賤民に宛てよとなり、(義) 其放後所生男女云々、一旦放されし中に生める男女の子は、其父母又賤民となりたりとも、これは賤民とせず、

凡犯罪資財入官者、若縁坐得免、謂依律反逆之人、父子没官、即年八十及篤疾、並免是、若有別勅、不及縁坐者、亦同也、

或依律不坐、謂兄弟之子、依律不坐也、各計分法還之、謂依律准戶内、應分人多少、人別得准一子分法、留還、假有一人年八十、

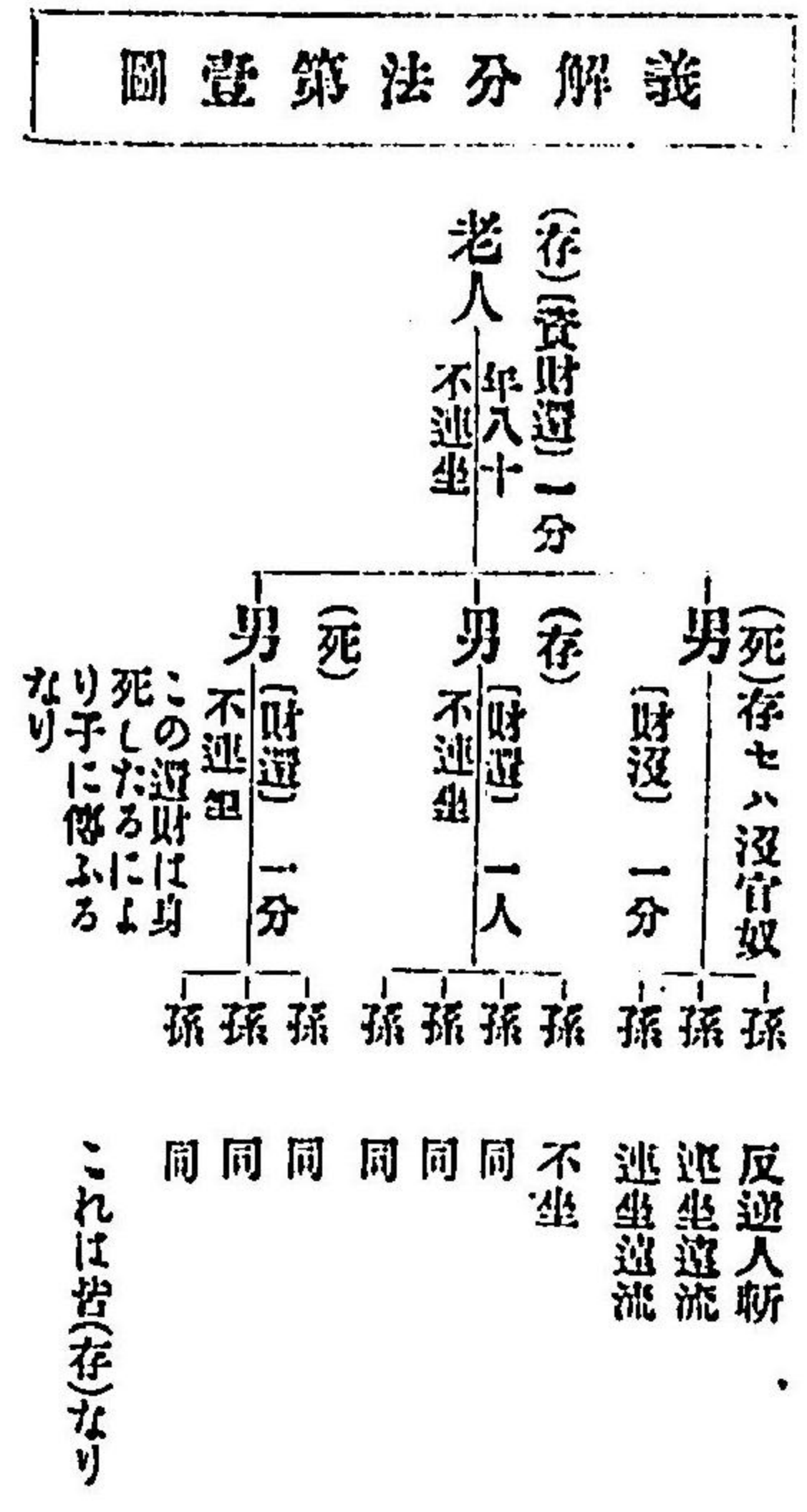
有三男十孫、一孫反逆、或一男見在者、依令作三男分法、添老者一人、即爲四分、若三男俱死、唯有十孫者、依令諸子均分、老人共十孫、爲十一分、每留一分、與老者是也、

犯罪者裁判了りて、其資財は没官となりたる後、縁坐を免れたる者、或は法律上縁坐すまじき者を選び、没官したる資財を、子孫の分法に準して、其幾分を還へせとなり、其分法は、義解に悉し、○在滿云、此條兩所稱還之、則知財先没、縁坐後論、(義) 依律反逆之人、父子没官云々、謀反大逆人の父、八十の者、及び篤疾者は、免されて賤民とならず、これを

縁坐得免といふ、○若有別勅云々、老人又は病者ならずとも、別勅を以て縁坐を免さる、者亦同し、

賊盜律云、凡謀反及大逆者、斬、父子若家人資財田宅並没官、年八十以上、及篤疾者並免、祖孫兄弟皆配、遠流不限籍之同異、

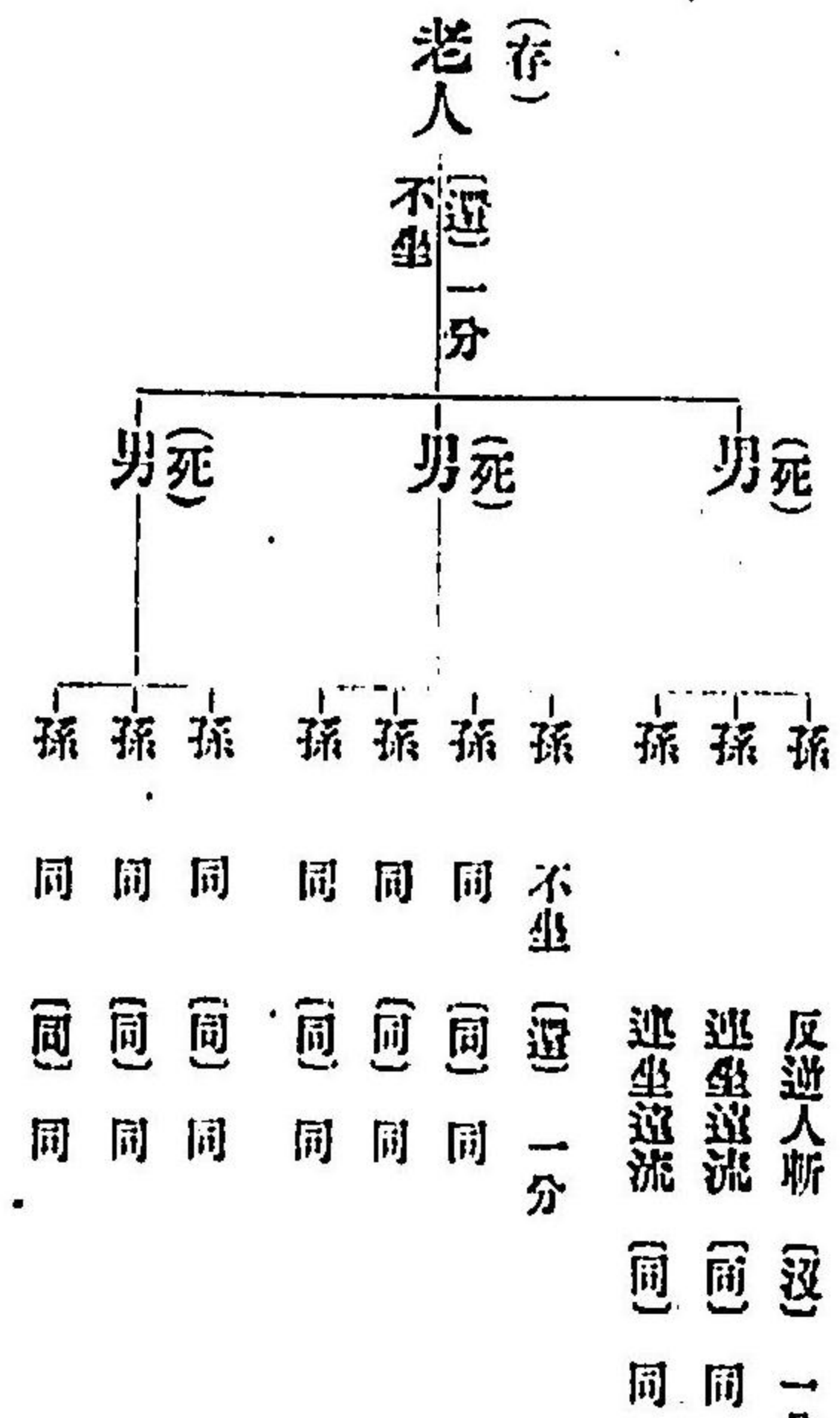
(義) 兄弟之子、依律不坐也、律とは考證に引く、賊盜律なり、謀反大逆者の父子は没官し、祖孫兄弟は遠流に配す、縁坐これに止る、從兄弟は坐せず、○依律准戶内、應分人多少云々、一戸内に於て資財を没官すへき者と、没官すへからざる者との差別を、賊盜律の一子分法といふ事に據りて、義解に説明せるを、今試に圖を作りて、職者に質す、



義解云、假有一人年八十、有三男十孫、一孫反逆、或一男見在者、依令作三男分法、添老者一人、即爲四分、

○今義解請義

圖式第法分解義



義解云、若三男俱死、唯有十孫者、依令諸子均分、老人共十孫爲十一分、每留一分與老者

賊盜律云、凡緣坐非同居者、資財田宅不在沒限、雖同居非緣坐人子、應免流者、各准分法留還、疏云、緣坐人子、謂兄弟之子、據律亦不緣坐、各准分法留還、謂未經分異、犯罪之後、並准戶令依分法、老疾得免者、各准一子分法、疏云、謂年八十及篤疾、各准戶內應分人多少、人別得准一子分法留還、假有一人年八十、在三男十孫云々、是爲各准一子分法、
 (義) 依令作三男分法、依令諸子均分、此令といへるは、戶令なり、戶令に依るに、戶主の子數人有りて、大かた死したりとも、一人にても現存せば、嫡子庶子の分法に據て兄弟配分し、死者の子、其父の分を承く、若し數子皆死たれば、其孫均分すとみゆ、然れば此條も其法に依るを各計分法とは云ふなり、

即別勅降罪從輕、謂緣坐之人、降從輕法、假有勅云、謀反及大逆、物見在者、亦

還之、謂未經分配、若已經分配、分異者、不在還限也、

別勅ありて緣坐の人は、罪を降して輕法に従ふ義とならば、其人等の資財、いまだ諸司に分配せずして、見在せる物は、還へせとなり、(義) 假有勅云々、反逆人の父子は、沒官して、官奴婢となるべきを降して、還流となり、祖孫兄弟は、還流となるべきを降して、徙に配するなり、○未經分配云々、沒官の物、いまだ賊贖司に在て、諸司に分配せず有たらば、還すべし、若し已に分異したれば、不見在なるにより、還すに及ばず、

(考證) 職員令賊贖司條、義解云、領取沒官之物、更分配諸司、假令兵器者配兵庫、文書者配圖書、財物者配大藏云々、

其本罪不合緣坐、而別勅破家者、謂假有犯謀大逆者、准律絞、即不合緣坐、而特科真大逆之類也、破家者、資財田宅、並皆沒入、罪止及一房、謂爲其罪惡元、非真犯、故唯破沒罪主一家、而不及緣坐之人、其有共財異居者、唯沒別房之物、若同居共財者、亦得准諸子分法留

○令義解講義

也。還スレテ

此本注は別勅に依りて、罪の重くなる譯なれば、本文とは反對なりか、る時には、本人の資財田宅のみを没入して、縁坐の人に及はざるを罪止及一房といふ(義)。假有犯謀大逆者云々、謀大逆にては、縁坐に及はす、真大逆にては、縁坐するなり、然れども、こゝは本罪謀大逆なるを、別勅を以て真大逆としたるものなれば、縁坐人の資財は、没入せざるなり、○其有共財異居者云々、罪人と縁坐人と、居住は異にすれど、資財は共にせらば、只罪人の家屋房及び其れに見在せる資財のみを没官し、若し同居して、資財を共にせらば、前に云ふ諸子の分法に準し、罪人の分のみを没入するなり、

(考證) 賊盜律云、謀大逆者、絞、疏云、上文大逆即據逆事已行、此爲謀而未行、唯得絞罪、

若受人寄借、及質物之屬、當時即有言請券證分明者、皆不在

錄限、其有競財、官司未決者、依法檢校、謂假有競財判決之日、應罪人得者、隨即没入、若應入他人者、依法還之、

若し没入すべき物の中に、人よりの寄借物、又は財を貸して、質に取りたる物など交り有て、預け人質入人等より言請し、券又は證據分明ならば、錄没入物を記す符を除く、○

在滿云、依文不當時言請者、既錄畢者、不論乎、○罪人若し財産の訴訟ありて、吟味中、家財没入とならば、判決の日、罪人得べくは、隨つて没入し、若し他人の所得ならば、其者に與ふるを依法檢校といふ、

凡辨證已定、逢赦更翻者、悉以赦前辨證爲定、謂假一夜盜、大祀神御物、并於神宮側近殺人、

官司オモヒナリトヘ甲シテ疑シテ伏シテ云ク實ニ盜シ神物ト但ト不ト殺サ人ト仍ニ引ク丙ト爲シ證ト丙ト證ト分明ト官司ト據テ此ト辨シ證シ時ニ有リ赦ス云ク死シ罪ト以下ト皆ク悉ク赦シ除ス之ト唯ニ八ト虐ト不ト原ス甲ト即チ更ニ翻シ解ス云ク實ニ是レ殺シ人ト唯ニ不ト盜シ物ト亦チ引ク丁ト爲シ證ト丁ト證ト分明ト官司ト猶チ依テ前ニ信ス不ト據テ後ニ辨シ如キ此ト之ト類ト是レ名ト以テ赦シ前ニ辨シ證シ爲シ定ト

刑事の囚人、數度の推斷を經、本人の辨證人の言、已に定りて判決あらんとする前、赦令の行はるゝに逢ひたるにより、囚人更に翻りて、辨を違へ、更に證人を立て、陳述すること、猶赦前の辨證によりて、裁斷を定めよとなり、かく翻たる主意は、義解に例を引て、悉しく述たる如くなれば、もと狡猾者の手段に出でたるを防かんか爲に、此條を設けたり(義)。盜大祀神御物云々、大祀とは大嘗祭神御物とは幣帛の屬をいふ、律に據るに、大祀神御の物を盜む罪は、八虐の大不敬に入れり、然れども罪中流にして死に至らず、

殺人は死罪となるによりて、原は神物を盗みたり、人は殺さすと辨し、證人を立たれど、赦令出るに及び、死罪以下は皆赦せども、八虐は赦さすと有るによりて、更に人を殺せり、但し物は盗まずと、言を翻し、更に證人を立ると雖も、官司にては、猶前信に依て、後辨に據らすと、此一例を擧げて明解せり、○在滿云、按依赦罪不轉者、須不拘此令乎、

凡傷損於人、及誣告得罪、其人應合贖者、銅入被告及傷損之家、即兩人相犯俱得罪、謂依律疑罪は、兩人各徵贖故亦准此其殺一家非死罪三人之緣坐若應贖者其銅亦入官也 及同居相犯者、謂同居共財者不限親疎 銅入官、

誤て人を傷損したる者は勿論、第五十二條の講義みるべし、誣告反坐に據て、罪を得たる者(第三十二條參考すへし)たりとも、名例律に云ふ贖すべき身分の者の收めたる贖銅は、傷損せられたる人、又誣告せられたる人に與ふ、○又兩人毆擊して、共に傷損したる類は、互に贖銅を入るへからざれば、官へ收む、同居共財の者の、共にかゝる罪を犯したるも同じ、これも私に贖ふ可らざればなり、

(考證)義 依律疑罪者云々、唐斷獄律云、諸疑罪各依所犯以贖論 在滿云、按是非

解本文之言、舉本文之類者也、故云、亦准此疑罪者、准兩人相犯也、但此解有疑々、罪、兩人之中一人合贖者、其銅入私兩人並合贖者、一火之銅入公、歟、○其殺一家非死罪三人之緣坐、在云、賊盜律云、殺一家非死罪三人及支解人者、皆斬、子徒三年、按罪主是不道、死罪非贖、限緣坐是合贖者、殺之、但罪主既被殺、是爲仇家也、緣坐子是依不道也、贖銅入官於義、爲允、其支解人者、與殺一家非死罪三人、其罪等同、義解不云之者、文略也、○此緣坐は、傷損人の例を以て、殺を私家に入へからすとの義解なり、

凡杖皆削去節目、謂答杖亦准此也 長三尺五寸、訊囚、及常行杖、大頭徑

四分、謂雖訊答罪圖猶用四分杖也 小頭三分、答杖、謂用之答刑之杖也 大頭三分、小頭二分、枷、

長四尺以下、三尺以上、桎、長一尺八寸以下、一尺二寸以上、其決杖、笞者、臀受、拷訊者、背臀分受、須數等、謂假犯杖九十應拷三度者、每拷臀背分決十五之類

笞杖共に、荆の木の細きを用ひ、よく削り平めたるを、削去節目といふ、訊囚とは罪人の罪に落さるを、拷問の時用ふる杖をいひ、常行とは杖罪に用ひて、五十一より百まで打

つ杖をいふ、大頭は本にて手に取る方、小頭は末にて打つ方なり、答罪には品は同じけれど、少、か細き方にて、十より五十まで打つなり、○枷格共に前にみゆ、こゝには其寸尺をいへり、此尺度は、雜令の小尺なれば、其一尺は、曲尺の九寸七分八厘に當る、○常行の杖管は定りて臂を打つ、拷訊の杖は、一度は背、一度は臂と交る、打つなり、これは白狀するまで打つ故に、數の定まりもなければ、數度打つ時は、必ず背と臂とを同じ數に等しくすへし、(義) 雖訊答罪囚云々、答罪と見認めたる罪人を拷訊する時たりと雖も、猶大頭四分の大きなる方の杖を用ふる事を云へり、○假犯杖九十云々、たとへば、三度の拷訊せんに、杖九十を犯せる罪の見込ならば、先つ背を十五、臂を十五、互へ違へに打つ、これにて三十なるを、三度にて九十となるなり、

(考證) 杜氏通典百六十八云、諸枷長五尺以上六尺以下、頰長二尺五寸以上六寸以下、共濶尺四寸以上六寸以下、徑三寸以上四寸以下、柄長六寸以上二尺以下、濶三寸厚一寸、鉗重八兩以上一斤以下、長一尺以上一尺五寸以下、鎌長八尺以上丈二尺以下、諸杖皆削去節目、長三尺五寸、訊囚杖大頭三分三釐、小頭二分二釐、常行杖木頭二分七厘、小頭一分五厘、答杖大頭二分、小頭一分半、其決答者腿分受、決杖者背腿臂分受、須數等拷訊者亦同者、以下願腿背均受者、聽即殿亭決者、皆背受、

○杜氏通典百六十四云、梁武帝制云々、杖皆用生荆、長六尺、有大杖、法杖、小杖三等之差、大杖頭圍一寸三分、小頭八分半、法杖圍寸二分、小頭五分、小杖圍寸一分、小頭極抄、
○答杖 囚獄式云、凡司內所須管杖、每年十一月役物部丁令採備、管杖各一千丈、
○文献通考百六十六云、其用刑有五、一曰答、答之爲言耻也、凡過之小者、揮撻以耻之、漢用竹、後世更以楚、書曰朴作教刑是也、二曰杖、杖者持也、可持以擊也、書曰鞭作官刑是也、

令義解講義終

明治三十六年二月二十日印刷
明治三十六年二月廿五日發行

(令義解講義)

定價金壹圓

著者 故小中村清矩

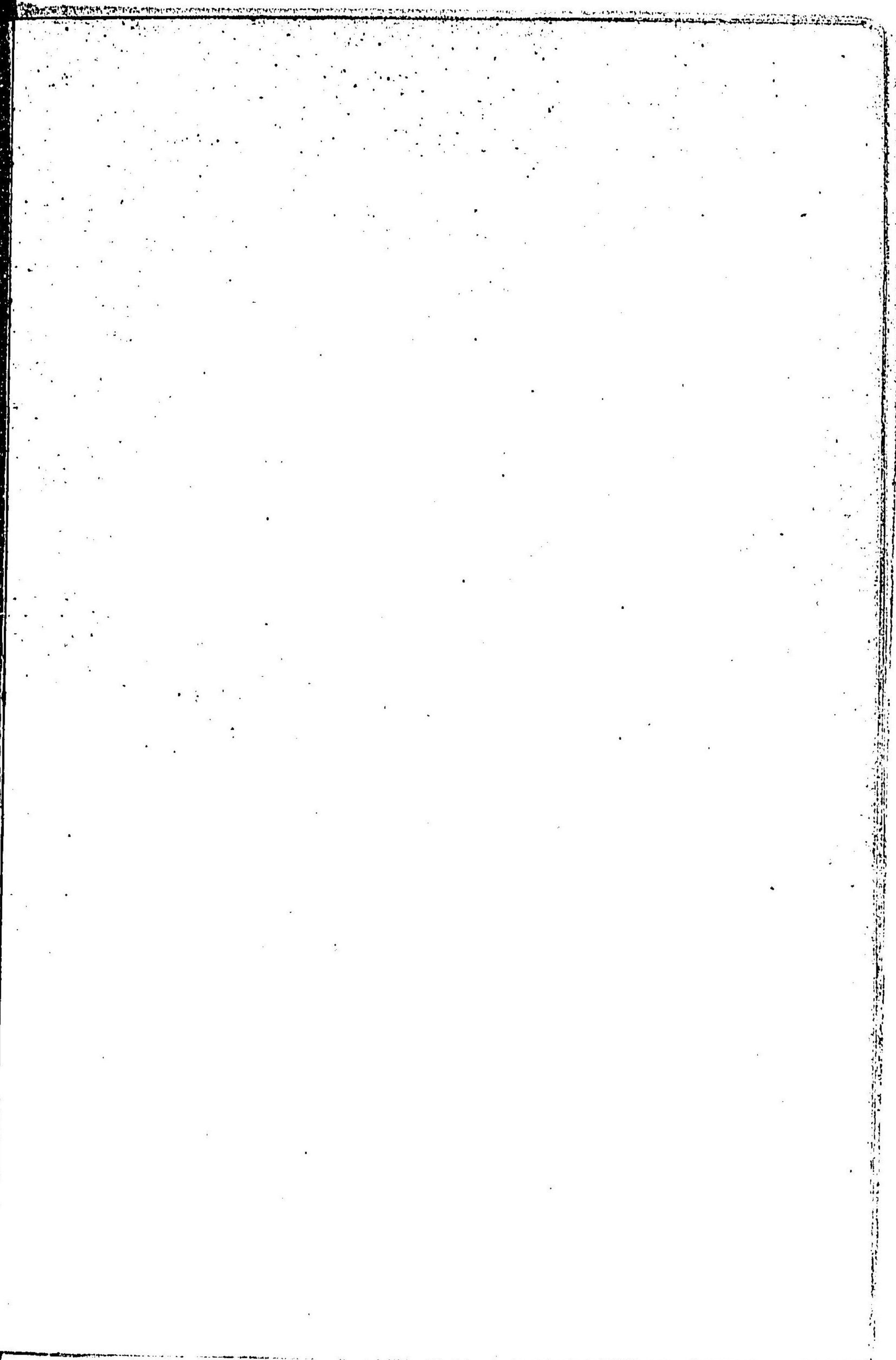
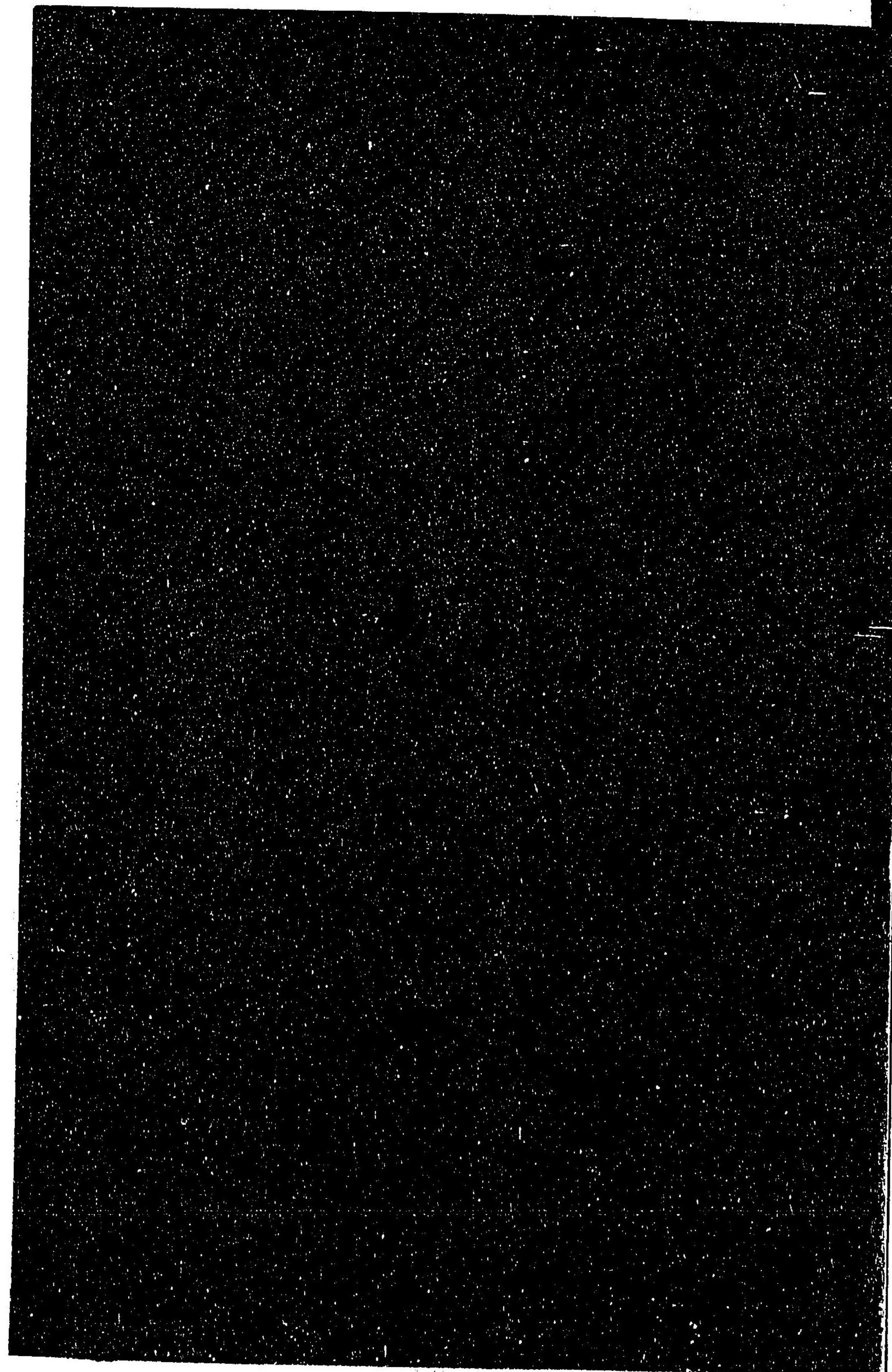
相續者 小中村清名

發行者 吉川半七

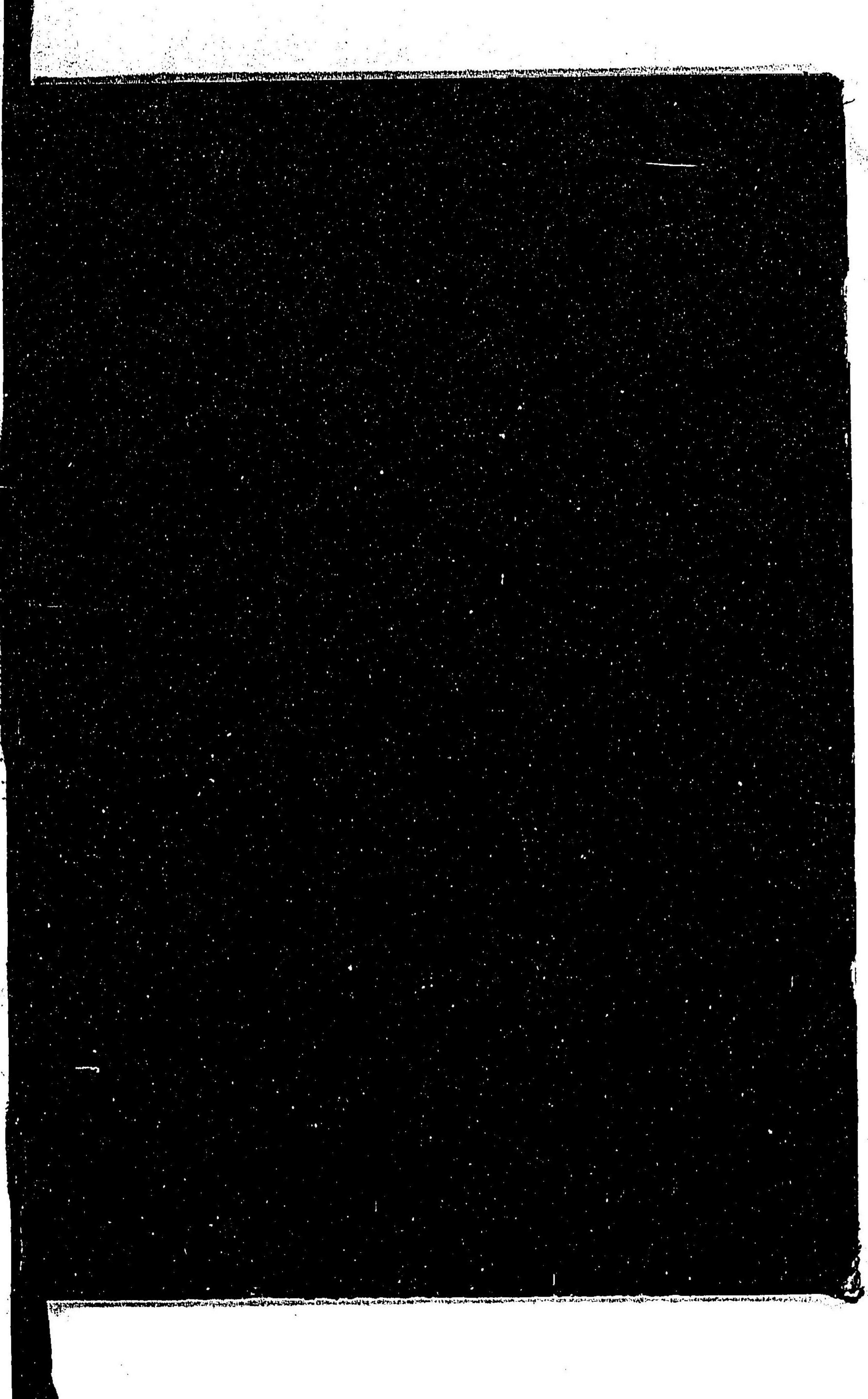
東京市京橋區南傳馬町
一丁目十二番地

印刷者 吉川印刷工場

東京市京橋區柳町五番地



86
359



030807-000-2

86-359

令義解講義

小中村 清矩/著

M36

BBB-0358



